

「「強い経済」を実現する総合経済対策」について

〔 令和 7 年 11 月 21 日
閣 議 決 定 〕

「「強い経済」を実現する総合経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

「強い経済」を実現する総合経済対策

～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～

令和7年11月21日

目 次

第1章 経済の現状認識・課題及び経済対策の基本的枠組み	1
1. 経済の現状認識・課題及び目指すべき方向.....	1
2. 経済対策の基本的枠組み.....	2
第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策	6
第1節 生活の安全保障・物価高への対応	6
1. 足元の物価高への対応.....	6
(1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応	
(2) エネルギーコスト等の負担軽減	
(3) 物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底	
(4) 物価高の影響を受ける中低所得者への支援	
2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定.....	9
(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化	
(2) 地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出	
(3) 地域共生社会の実現	
(4) 治安対策等の推進	
(5) 外国人問題への対応の強化	
(6) 公教育の再生・教育無償化への対応	
3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備.....	24
(1) 賃上げ環境の整備	
(2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資	
第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現	27
1. 経済安全保障の強化.....	27
(1) 戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化（AI・半導体、造船、量子、フュージョン、バイオ、航空、宇宙 等）	
(2) サイバーセキュリティ対策の強化	
2. 食料安全保障の確立.....	35
(1) 農林水産業の構造転換	
(2) 農林水産物・食品の輸出拡大	
3. エネルギー・資源安全保障の強化.....	38
(1) エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現	
(2) GXの推進等	
4. 防災・減災・国土強靭化の推進.....	41
(1) 自然災害からの復旧・復興（能登等）	
(2) 令和の国土強靭化の実現	
(3) 副首都機能の整備	
5. 未来に向けた投資の拡大.....	43
(1) 先端科学技術の支援	
(2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興	
(3) 健康医療安全保障の構築	
(4) 人への投資の促進	
(5) 資産運用立国の更なる推進と成長投資拡大に向けた環境整備	
第3節 防衛力と外交力の強化	53
1. 外交・安全保障環境の変化への対応.....	53
(1) 防衛力整備の推進及び自衛隊員の待遇改善	
(2) 多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応	
2. 米国関税への対応.....	55
(1) 日米戦略的投資イニシアティブ等の着実な推進	
(2) 関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等	
第4節 今後への備え（予備費の確保）	56

第1章 経済の現状認識・課題及び経済対策の基本的枠組み

1. 経済の現状認識・課題及び目指すべき方向

我が国は、1990年代以降、バブル崩壊後の不良債権問題を契機に、長期にわたりデフレと低成長に苦しんできた。さらに、世界的な金融危機や度重なる自然災害、新型コロナウイルス感染症のまん延など、幾度となく困難に直面してきた。こうした中、国民各層のたゆまぬ努力とともに、政府による累次にわたる各種の政策対応もあり、我が国経済は今、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。まさに今、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点に立っている。

現在、足元の景気は緩やかな回復局面にあるものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価高が家計の安心を揺るがして個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続いている。需給ギャップは0%近傍となつたが、景気は十分に強くなく、地方や中小企業まで景気回復の実感はまだ広がっていない。くわえて、米国関税措置に関する日米協議は合意に至つたものの、世界経済の先行きには不透明感があり、国内においても、少子化や地方の衰退といった早急に克服すべき構造的な課題がなお深刻である。また、我が国経済は依然として「デフレ・コストカット型経済」から脱し切れておらず、成長に向けた投資拡大と生産性向上を伴う「成長型経済」への移行が道半ばにある。

こうした中、我が国が進むべき道は明らかである。日本には底力がある。そのスイッチを押し、日本列島を強く、豊かにすることを目指す。そのためにこそ、いま必要なのは、将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」である。大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げ、「強い経済」を実現する必要がある。政府が先頭に立ち、官民が力を合わせて社会課題の解決に向けて投資を拡大し、様々なリスクを最小化し、先端技術を開花させる。主要各国の経済政策の潮流は、市場原理に過度に依存する新自由主義的発想から、経済・社会課題の解決を目的とする官民連携を強化し、戦略的な国内投資の拡大を通じて国力の増大を目指す新たな時代の政策へと大きく転換している。

我が国もこの潮流の変化を的確に捉え、「責任ある積極財政」の下で、「危機管理投資」と「成長投資」を通じて、時代の要請に応える経済運営を力強く進めていく。

我が国の経済政策の目的は、財政規律そのものではなく、国民一人一人の暮らしを豊かにすることにある。経済財政運営の手段と目的を取り違えることなく、これまでの発想を躊躇なく見直し、経済成長の果実を広く国民に届け、景気の体感温度を確実に高める。一部の大企業や特定の業界だけでなく、中小企業・小規模事業者、地方、そしてあらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指す。

こうした現状認識と目指すべき方向を踏まえた総合経済対策を策定する。「経済あっての財政」の考え方を基本とし、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、戦略的に財政出動を行うことによって、国民の暮らしの安全・安心を確保し、所得と消費を押し上げ、経済成長を通じて税収を増やし、成長率の範囲内で債務の伸びを抑制し、結果として政府債務残高の対GDP比を引き下げる。企業と政府の支出する力を十分に強くし、家計に所得が回る力を強くする。

この好循環こそが、持続的成長と財政健全化を両立させ、世界から信頼される日本経済を築く道である。「日本と日本人の底力」を信じ、「日本再起」を目指し、国民一人一人が希望を持てる強い経済を、確実に取り戻していく。

財政規律を念頭に経済財政政策を進めることは重要であるが、国民生活も重要である。将来の経済成長をもたらす投資をはじめ、足元で必要な政策を果斷に実施するための歳出は躊躇せぬ行う。経済と財政はいずれも国民のためのものであり、これまでの慣行や前例を躊躇なく見直し、時代に即した政策運営を進めていく。

2. 経済対策の基本的枠組み

経済対策は、以下の3本の柱で構成し、予算、財政投融資、税制、規制・制度改革など、あらゆる政策手段を総動員して実行する。なお、民間企業による投資を引き出すべく、必要に応じて複数年度の予算措置を用いること、投資促進につながる税制措置の方向性を示すことを含め、投資の予見可能性を高める。

(第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応)

第一に、物価高から暮らしと職場を守る「生活の安全保障」として、足元の物価高対策を最優先で実施する。賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題である。そのため、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えることこそが、政府の役割との考え方の下、税制・補助金などを総合的に活用し、人への投資を促しながら、賃上げの流れを全国に広げていく。

実質賃金の継続的上昇が定着するまでには一定の時間を要し、また、物価高の影響は地域によって様々である。その間も、国民の暮らしを守り抜くため、物価高の影響を地域の実情に応じてきめ細かく緩和する対策を講じる。併せて、家計・事業者のエネルギーコスト負担の軽減策を実施し、国民生活と企業活動の両面を下支えする。さらに、物価上昇を踏まえた地域における賃上げと所得増加に向けて、官公需の価格転嫁の徹底を図る。中低所得者層に対しては、税・社会保障負担の軽減を進め、所得に応じて手取りが増える仕組みとするため、給付付き税額控除の検討に着手する。

また、地方の伸び代を活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図る。地域の生活

環境を支える基幹産業の支援・活性化策を通じて、地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出を後押しする。さらに、地域共生社会の実現や治安対策の推進、外国人問題への対応の強化、公教育再生・教育無償化など、安心できる地域社会の基盤整備にも取り組む。

くわえて、賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げや設備投資に踏み出せる環境を整備する。

(第2の柱：危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現)

第二に、危機管理投資・成長投資により「強い経済」を実現する。様々なリスクや社会課題に対して、官民が手を携え、先手を打って取り組む「危機管理投資」を成長戦略の肝とする。これにより、世界共通の課題解決に資する製品・サービス・インフラを創出し、日本の持続的な成長力と国際的な存在感を高める。

「責任ある積極財政」の下での投資支援策は、強力に民間企業による投資を引き出す形で戦略的に進めていく。これまでにない形で、投資の予見可能性を高め、真の官民連携を実現する。具体的には、

- ①官民で設定する投資額目標に照らし、年度を超えた民間投資実行が必要とされる場合、当該目標から導かれる適正な額の基金の組成等、複数年度の予算措置を講じる。
- ②G X や A I ・半導体に続き、造船、量子、重要鉱物など経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みについての検討に着手する。
- ③成長分野への大胆な投資を検討する企業や資金繰りに課題を抱える企業を念頭に、税負担のタイミングに関する予見可能性を高める観点から、即時償却等の大胆な設備投資税制の導入について検討を進める。
- ④17 の戦略分野において、防衛調達など官公庁による調達や規制改革など、リスク低減や社会課題解決のための新たな具体的需要創出策を導入する。

これらの措置を通じ、17 の戦略分野で大規模な危機管理投資・成長投資を実現する。くわえて、「責任ある積極財政」の観点から、税制を含む財政支出がマクロ経済に影響を与えることによる将来の増減収効果を織り込む分析（ダイナミックスコアリング）を導入する。

併せて、優れた科学技術力とイノベーションを興すことのできる人材を生み出し、強い経済の基盤を構築する「新技術立国」の実現に向け、公教育の強化や大学改革を進めるとともに、科学技術や人材育成に資する戦略的支援を行うなど、未来に向けた投資を大胆に拡大する。

「強い経済」の実現に向け、以下の5分野を中心に先行的かつ集中的に取組を強化する。第一に、戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化等の取組により、経済安全保障の強化を図る。第二に、農林水産業の構造転換、農林水産物・食品の輸出拡大を通じた生産能力向上により、食料安全保障を確立する。第三に、エネルギー・コスト上昇に強い経済社会の実現に向けた積極投資等により、エネルギー・資源安全保障を強化する。第四に、「現在と未来の生命」を守る令和の国土強靭化を推進し、今なお続く自然災害からの復旧・復興を加速させるとともに、防災・減災・国土強靭化投資の取組を進める。第五に、先端科学技術の支援、スタートアップ支援強化とコンテンツ分野等の振興、さらに「攻めの予防医療」を含む健康医療安全保障の構築、人材育成に資する戦略的支援といった取組により、未来を切り拓く投資の拡大を進める。

(第3の柱：防衛力と外交力の強化)

第三に、防衛力と外交力の強化を図り、国民の安全と繁栄を支える「強い日本」を実現する。

厳しさを増す国際情勢を踏まえ、外交・安全保障環境の変化に的確に対応できるよう、防衛力の抜本的強化等を進める。人的基盤の強化等を図り、我が国を守る人々が誇りをもって任務を果たせる環境を整える。

外交面では、日米同盟を基軸としつつ、「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」を推進し、同志国やグローバル・サウス諸国との多角的な経済・安全保障協力を拡大する。我が国の技術・産業の強みを世界の課題解決に結び付け、国際社会の信頼と尊敬を高める。

また、米国関税措置への対応については、日米戦略的投資イニシアティブに必要な措置を講じるとともに、中小企業向けの資金繰り支援や事業環境整備等により、国内経済・産業への影響緩和に万全を期す。

(補正予算の編成)

経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算を速やかに編成し、早期成立に取り組む。

(経済対策の早期執行)

経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。そのため、全府省庁の連携の下、地方公共団体等への周知を徹底し、国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努めるとともに、関連する施策の広報・P Rを強化し、国民に分かり

やすく周知する。各施策の執行に当たっては、DXを前提とした簡素かつ迅速な実施を基本とするほか、事後の適切な進捗管理に努める。政府全体で政策の実効性とスピードを両立させ、国民生活への効果を最大化する。

(日本銀行への期待)

今後の強い経済成長と物価安定の両立の実現に向けて、適切な金融政策運営が行われることが非常に重要である。政府は、引き続き、日本銀行と緊密に連携し、デフレに後戻りすることのない物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいく。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした一連の取組によって、政府は、経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し、未来への不安が希望に変わり、安心できる社会の実現を目指す。

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

1. 足元の物価高への対応

(1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やL Pガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、
- ・ 事業者については、特別高圧やL Pガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。

住宅価格等の高騰に対しては、都市圏の既成住宅地における空き家等の流通促進によるアフォーダブルな住宅供給の加速化や、フラット 35 の融資限度額引上げ等の固定金利型住宅ローンの利用の円滑化や金利リスクの普及啓発を図る。

施策例

- ・ 物価高に大きく影響を受ける家計・事業者等を支援する「重点支援地方交付金」（内閣府）
- ・ 固定金利型住宅ローンの利用の円滑化・金利リスクの普及啓発（国土交通省）
- ・ 物価高騰に伴う住宅の建設・改修費等に要する費用への支援（国土交通省）
- ・ 既成住宅地における空き家等の活用促進（国土交通省） 等

(2) エネルギーコスト等の負担軽減

物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、寒さの厳しい冬の間の電気・ガス代を支援する¹。

生活困窮者への灯油購入の助成など、地方公共団体が実施する原油価格対策に対して、特別交付税を措置する。

ガソリンについては、政党間の合意²に基づき、2025年12月11日までに当分の間税率廃止と同等の水準まで補助金を引き上げる。軽油についても、同年11月27日までに当分の間税率廃止と同等の水準まで補助金を引き上げる。その上で、政党間の合意に基づき、ガソリン税は同年12月31日、軽油引取税は2026年4月1日とされている当分の間税率廃止の円滑な施行に向け、これらの廃止に伴い必要となる国及び地方公共団体の安定的な財源を確保しつつ、流通の混乱を避けるために適切に対応するとともに、影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援を行う。当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して行う。

エネルギーコスト等の物価高対策について、業種ごとの実情に応じた支援を行う。

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のことどもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までのこども達³に1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当（仮称）を支給する。具体的には、自治体が保有する子育て支援関連システムを活用することで、「プッシュ型」で可能な限り早期に支給を開始する。

円滑な食品アクセスを確保するため、地域の連携体制の支援やフードバンクやこども食堂による食品提供の機能強化等の支援を行う。

施策例

- ・電気・ガス料金負担軽減支援事業（経済産業省）
- ・地方公共団体の実施する原油価格対策に係る特別交付税措置（総務省）
- ・燃料油価格激変緩和対策事業（経済産業省）
- ・タクシー事業者の負担を軽減する「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（国土交通省）
- ・施設園芸等燃料価格高騰対策（農林水産省）
- ・環境・安全等対策基金（経済産業省）

1 電力消費量がピークの1月・2月使用分の負担軽減を特に重点化し、1月・2月使用分について、電気は使用量に対して低圧4.5円/kWh、高圧2.3円/kWhを乗じた額、ガスは使用量に対して18円/m³を乗じた額を助成する。
3月使用分について、電気は使用量に対して低圧1.5円/kWh、高圧0.8円/kWhを乗じた額、ガスは使用量に対して6円/m³を乗じた額を助成する。

2 「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」（令和7年11月5日）。

3 平成19年4月2日から令和8年3月31日までの間に出生した児童。

- ・漁業経営セーフティネット構築事業（農林水産省）
- ・酒蔵に対する酒米価格高騰負担緩和対策（財務省）
- ・物価高対応子育て応援手当（仮称）の支給（こども家庭庁）
- ・食品アクセス確保緊急支援事業（農林水産省）
- ・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業（こども家庭庁）
- ・「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューを活用したひとり親世帯等への給付金等の支援の促進（こども家庭庁）

（3）物価上昇を踏まえた官公需の価格転嫁の徹底

国又は地方公共団体から民間への請負契約等の官公需においても、物価上昇等を踏まえた単価の見直しを行う。国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、公共事業等については、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁を図りつつ、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進める。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律⁴に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」⁵等の徹底を進める。また、地域経済に与える影響が大きな官公需における価格転嫁を一層推進し、国と地方を含めた官で率先垂範していくため、各組織における価格交渉・転嫁等への対応状況について、中小企業の目線に立った新たな評価の在り方を2025年度中に検討する。

入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要であり、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、それぞれの基準を見直すことを含め、各制度の趣旨に則った対応を徹底する。

国において、低入札価格調査制度を適切に運用するよう改めるとともに、工事以外の請負契約にもその導入を拡大する。同制度の運用を見直しても現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

また、地方公共団体において、工事契約以外の請負契約について、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の導入が進んでいない実態が2025年9月に公表された総務省の調査⁶でも明らかとなった。事業所管省庁において主要な業種の価格基準を2025年

⁴ 昭和41年法律第97号。

⁵ 期中改定とは、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合の条項をあらかじめ契約に入れることや、受注者から申出があった場合に迅速かつ適切に協議を行うこと等を指す。

⁶ 総務省「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する実態調査」。

度中に策定するほか、先行事例の横展開などを通じて、工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大を図る。

施策例

- ・労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- ・「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知・徹底及び官公需に関する相談窓口での実態把握（経済産業省）【制度】

(4) 物価高の影響を受ける中低所得者への支援

（給付付き税額控除の制度設計着手）

社会保障関係費の急激な増加に対する危機感と、現役世代を中心とした過度な負担上昇に対する問題意識を共有しつつ、税・社会保険料負担で苦しむ中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて現役世代等の手取りが増えるよう、給付付き税額控除の制度設計に着手する。社会保障制度における給付と負担の在り方について国民的議論を行うため、超党派かつ有識者を交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論を行う。

（基礎控除の物価に連動した引上げ）

いわゆる 103 万円の壁については、これまでの政党間の協議を踏まえ、今年の年末調整では 160 万円まで対応することとされているが、基礎控除を物価に連動した形で更に引き上げる税制措置について、令和 8 年度税制改正で検討し、結論を得る。

施策例

- ・給付付き税額控除の制度設計の検討（内閣官房）【その他】
- ・基礎控除の物価に連動した引上げ（財務省）【税制】

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

従来からの地方創生施策も引き続き活用しながら、地域の生活環境を支える基幹的なサービスを産業として維持するための支援を強化していく。また、全国各地に眠る地域資源の潜在力を解き放ち、産業クラスターを全国各地に形成するとともに、地域発で世界をリードする技術やビジネスを創出し、地域を超えて活躍する企業を生み出すことを通じて、自立的かつ持続的に「稼げる」地方経済を作り出していくことを、「地域未来戦略」として推進する。

また、少子化対策等により今後の人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小

しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく。

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

(医療・介護等支援パッケージ)

国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することが必要である。政府としては、これまで累次の支援策を講じたものの、依然として物価・賃金上昇の影響を受けている状況であることを踏まえ、令和8年度報酬改定については、他産業の状況も踏まえた賃上げや物価上昇を踏まえた適切な対応が求められており、医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改善につなげるため、その報酬改定の効果を前倒しすることが必要であるという認識に立ち、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。

医療分野においては、経済状況の変化等に対応するため、救急医療⁷を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。また、物価上昇の影響を受けた医療機関や福祉施設等の資金繩りを的確に支援するため、独立行政法人福祉医療機構による優遇融資を着実に実施する。また、事業継続に困難が生じている地域の基幹的な民間病院に対し、資本性劣後ローン⁸を提供し、民間金融機関と連携しつつ、経営改善を図る。

さらに、賃上げを下支えし、人手不足にも対応するため、ＩＣＴ機器等の導入・活用、看護師の特定行為研修修了者の加速的養成などの生産性向上や職場環境改善に率先して取り組む医療機関を支援する。病床数の適正化を進める医療機関に対しては、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速する観点から、地域の医療ニーズを踏まえ必要な支援を実施する。現下の物価上昇を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進のための施設整備等が困難な医療機関に対する支援を実施する。

地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療及び小児医療体制を確保するため、出生数減少等の影響を受けている産科施設や小児医療の拠点となる施設への支援も実施する。

介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対

7 小児・周産期・精神の救急を含む。

8 返済期間満了時の一括償還となり、それまでの間は、利息のみの支払いとなる借入金。資本性劣後ローンによる借入金は、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができることから、財務体質を強化することが可能。

応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。また、介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行う。さらに、ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

同様に人材不足が厳しい状況にある障害福祉分野についても、介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行う。

(医師偏在の是正等)

地域の生活環境を支える環境整備の観点から、医師偏在の是正に向けた支援を行う。医師養成過程を通じた対策への支援に加えて、総合的な診療能力を有する医師の養成、医師少数地域の医療機関と医師をマッチングする取組への支援などの医師偏在は正対策を実施する。また、地域の救急医療体制の維持に向け、ドクターヘリ等の機体等の調達・整備、人材確保等の対策を講じる。

医療・介護・保育等の分野における人材確保のため、ハローワークに設置している全国119か所の専門窓口を増設するとともに、事業所へのアウトリーチを強化する。また、ハローワークと連携を行っているナースセンターによる潜在看護師の掘り起こし等の取組を強化する。

施策例

- ・医療・介護・障害福祉分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援（こども家庭庁、厚生労働省）
- ・独立行政法人福祉医療機構による優遇融資への支援（厚生労働省）
- ・独立行政法人福祉医療機構による資本性劣後ローンの創設（厚生労働省）
- ・医療・介護・障害福祉分野における生産性向上・職場環境改善に対する支援（厚生労働省）
- ・病床数の適正化に対する支援（厚生労働省）
- ・産科・小児科医療機関等に対する支援（厚生労働省）
- ・訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（厚生労働省）
- ・地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業（厚生労働省）
- ・医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージに基づく医師・医療機関への支援（厚生労働省）
- ・ドクターヘリ運航体制緊急支援事業（厚生労働省）
- ・医療、介護等の人材不足分野におけるハローワークでのマッチング支援の強化（厚生労働省）
- ・中央ナースセンター事業（多様で柔軟な働き方にに対応したマッチングの推進経費・NCCS改修による無料職業紹介事業の充実経費部分）（厚生労働省） 等

(地域交通の維持・物流体制維持への支援)

地方の生活と産業を支える地域交通については、その利便性、生産性、持続可能性を高めるための地域交通のリ・デザインを引き続き全面展開する。「『交通空白』解消に向けた取組方針2025」⁹に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空

9 令和7年5月30日、国土交通省「交通空白」解消本部において決定。

白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を進める。具体的には、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入、事業主体間の共同化・協業化も通じた地域の輸送資源の最大活用やシステム標準化等の地域交通DXを総合的に推進する。また、自動運転の早期の社会実装・事業化及び運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築等に向けた取組を推進する。地方創生・生産性向上に資する道路ネットワークの整備や渋滞対策を進めるとともに、高速道路料金にかかる大口・多頻度割引については、現行の拡充措置を1年間延長する。

物流については、次期「総合物流施策大綱」の2025年度内の策定を見据え、モーダルシフト・中継輸送等の地域の事業者間連携の促進、ラストマイル配送の維持・確保、物流拠点の機能強化等による物流効率化、改正物流法¹⁰やトラック適正化2法¹¹を通じた商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容等に向けた総合的な対策を推進する。また、「デジタルライフライン全国総合整備計画」¹²等に基づき、早期実施プロジェクトの成果も踏まえ、高速道路における自動運転トラック導入や自動運転サービス支援道の実装に向けた取組、ドローン活用のための河川上空等の航路の整備、電力・ガス等のインフラ情報のデジタル化を推進するインフラ管理DX等のデジタルライフラインの全国展開を加速する。

施策例

- ・「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開（国土交通省）
- ・公共交通等の事故等調査体制の強化（国土交通省）
- ・高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長（国土交通省）
- ・地方創生・生産性向上に資する道路ネットワークの整備等（国土交通省）
- ・国内航空の今後のあり方に関する検討（国土交通省）
- ・次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進（国土交通省）
- ・地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業（経済産業省）
- ・自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業（総務省）
- ・小型無操縦者航空機の貨物輸送実現に向けた調査（国土交通省）
- ・道路のデジタル化（国土交通省）
- ・無人航空機検知システムの高機能化（国土交通省）
- ・食品等物流合理化緊急対策事業（農林水産省）
- ・船員教育の質の向上・充実に向けた環境等整備（国土交通省） 等

（人口減少に対応する小売・サービス支援）

人口減少下において、生活必需品の小売など住民生活に不可欠な民間サービスを維持・強化するため、省力化、デジタル化、事業の多角化・広域化などの取組を企業、協同組合などの多様な主体に行わせるなど、サービス供給の持続性確保のために必要

10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）。

11 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）。

12 令和6年6月18日、デジタル行財政改革会議において決定。

な法制上の措置等について検討する。

施策例

- ・住民の生活維持に必要なサービス供給の持続性確保（経済産業省）【制度】 等

（地域の安全・安心を確保した持続可能な観光の推進）

地域住民の安全・安心を守り、地域社会との共生を可能とする、持続可能で高付加価値な観光立国の実現に向けた取組を進める。そのため、訪日観光客の地方への誘客促進、地域の多様な観光資源を活かした体験コンテンツの造成、DMO¹³の体制整備・機能強化を引き続き支援する。観光資源としての地域の文化財の修復・強靭化に取り組む。

併せて、オーバーツーリズム対策を強化するため、受益と負担の適正な在り方、訪日旅行需要や日本人出国者への影響を勘案しつつ、国際観光旅客税の拡充について、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。同時に、観光地における二次交通の確保をはじめとした地域や公共交通等の受入環境整備、地域活性化に向けた需要分散策等を講じる。また、各種民泊の適切な利用の確保を図る。

訪日外国人の増加に対応するため、出入国審査機器の整備を地方の空港を含めて順次実施するとともに、2028年度中のJESTAの導入のためにシステム開発を推進する。

施策例

- ・地域未来交付金（内閣府）
- ・民族共生象徴空間（ウポポイ）への誘客推進（国土交通省）
- ・オーバーツーリズム解消に向けた需要分散（国土交通省）
- ・オーバーツーリズム対策等外国人問題への対応（国土交通省）
- ・地域の伸び代を活かす伴走支援（内閣府）
- ・出入国審査体制の強化（法務省） 等

（条件不利地域の振興）

燃料・物価高の影響を踏まえ、離島、奄美群島及び小笠原諸島、半島、豪雪地帯といった条件不利地域の振興の取組や有人国境離島の保全に向けた取組を支援する。

施策例

- ・条件不利地域の振興による地方活性化（国土交通省）
- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府）
- ・デジタルインフラ整備推進事業（総務省）

13 Destination Management/Marketing Organization の略。観光地域づくりの司令塔となる法人のこと。

(暮らし等に関わるDXの推進)

ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス等の整備を着実に進める。自治体情報システム標準化・共通化、ガバメントクラウドへの移行を進めるとともに、移行後の運用経費の増加への対応を含めて、安定的な運用のために必要な措置を講じる。ベース・レジストリの整備の促進、公金受取口座の登録・利用を推進する。

インフラ・交通・物流分野のデジタル化・キャッシュレス化・自動化に向けた取組など、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する。

施策例

- ・ガバメントソリューションサービスの整備事業（デジタル庁）
- ・地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド利用推進事業（デジタル庁）
- ・自治体情報システムの環境整備等支援（総務省）
- ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進（内閣官房）
- ・ベース・レジストリ整備・利用促進事業（デジタル庁）
- ・デジタル庁システムの整備・改修事業（デジタル庁）
- ・法務行政・税務行政・司法等のDX推進（法務省、財務省）
- ・マイナンバーカードの利便性の向上、取得環境の整備等（総務省）
- ・鉄道技術の開発・普及や鉄道脱炭素等の推進（国土交通省）
- ・DX・官民データの利活用等によるオープン・イノベーションや業務効率化の推進（国土交通省）
- ・道路のデジタル化（国土交通省）<再掲> 等

（2）地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出

（中堅企業等の支援、新産業クラスターの形成）

地方発の世界をリードする技術・ビジネスを創出するため、地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業、スタートアップ等を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講じる。また、関係法令の改正を含め、産業用地の利活用及び計画的な整備を促進する方策を検討し、地方に投資を呼び込み、成長分野の産業クラスターの形成を加速する。地域企業の経営改善、事業再生、事業承継の支援等、地域課題解決に資する「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、推進する。

地方大学・産業創生法¹⁴に基づき、首長のリーダーシップの下、デジタル技術等を活用し、産業創生・若者雇用創出を中心とした地方創生と、それに積極的な役割を果たすための組織的な大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点的に支援する。

14 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）。

地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を加速するため、スーパーシティ¹⁵、連携“絆”特区¹⁶等の特区制度¹⁷を活用して、新たな規制・制度改革提案の実現や特例の早急な全国措置化に必要な調査・実証等を行う。こうした規制改革とも一体で、GX戦略地域として、コンビナートの再生、データセンターの集積、脱炭素電源を活用した投資を促進し、新たな産業クラスターを創出する。

施策例

- ・地域の産業クラスターの中核となる中堅・中小企業・スタートアップへの支援（中堅企業等大規模成長投資補助金等）（経済産業省）
- ・産業クラスターの戦略的形成に向けた所要の措置（経済産業省）【制度】
- ・地域金融力強化プランの策定（金融庁）
- ・地方大学・地域産業創生交付金（内閣府）
- ・スーパーシティ、連携“絆”特区等の特区制度を活用した地方発の規制・制度改革と先端的サービスの開発・構築等の推進（内閣府）
- ・地方創生に資する計画に基づき民間事業を支援するための利子補給金（内閣府） 等

（地域経済活性化の担い手・リソースの確保）

自立的かつ持続的に「稼げる」地方経済をつくり出すため、東京一極集中の弊害是正や二地域居住を含む関係人口創出等、地方創生施策を推進するとともに、地場産業の付加価値向上や特に海外向けの販路開拓等に取り組む。

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を、地域未来交付金や国の職員の派遣等による人的支援で後押しする。

国税収入の増額に伴い、地方公共団体が、地域未来戦略に係る施策をはじめ本経済対策の事業や委託料等の物価高対応等を円滑に進められるよう、2025年度の地方交付税を増額する。

施策例

- ・地域未来交付金（内閣府）<再掲>
- ・地域產品の高付加価値化・海外展開推進のための実証調査事業（内閣府）
- ・国土形成計画の推進による地域活性化（国土交通省）
- ・ふるさと住民登録制度（総務省）
- ・酒蔵に対する酒米安定的確保等対策（財務省）
- ・地域の伸び代を活かす伴走支援（内閣府）<再掲>
- ・地域おこし協力隊の推進（総務省）

15 規制・制度改革とデータ連携を一体的に進め、様々な生活分野において先端的サービスを実装することを目指し、新たなモビリティサービスの実装、データ連携基盤の利活用によるサービス創出や都道府県間での共用化など、先導的な取組が行われている。

16 地理的に離れた複数の地方公共団体の連携により規制・制度改革を進め、離島・中山間地域等における利便性の高いドローン配達サービスの実現等の新技术の実装、半導体関連産業の拠点形成に必要な外国人材の受入環境の整備など、共通する地域課題の解決に向けた取組が行われている。

17 国家戦略特区（先端的サービスの実装等による地域課題の解決に取り組むモデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区等）、構造改革特区、総合特区。

- ・地域活性化起業人の活用促進（総務省）
- ・地方交付税の増額（総務省） 等

（地域の持続性を高めて魅力を發揮するインフラ整備・まちづくり）

地域資源の持つ魅力を最大化するべく、道路・港湾・鉄道・公園等のインフラの持続可能性を高めるとともに、生活者にも企業／事業者にも魅力ある都市空間を創出するための取組や、「地域生活圏」¹⁸の形成に向けた取組等を引き続き推進する。まちづくり・防災の高度化やイノベーション創出に資する「建築・都市のDX」の取組を加速する。

PPP／PFIについて、インフラ老朽化や人手不足が進行する中で持続可能なインフラマネジメントを実現するため、物価変動リスクへの適切な対応や、インフラ老朽化対策等に資する案件形成のための支援を実施する。

施策例

- ・地方創生・生産性向上に資する道路ネットワークの整備等（国土交通省）<再掲>
- ・生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化（国土交通省）
- ・地域鉄道の安全確保及び貨物鉄道の輸送力増強（国土交通省）
- ・民間事業者等と連携した良好な河川環境の創出（国土交通省）
- ・道路交通環境や無電柱化の整備等の推進（国土交通省）
- ・地方の伸び代である地域資源等を活かした都市の再生・国際競争力の強化（国土交通省）
- ・「令和の都市リノベーション」の先導的な取組の推進（国土交通省）
- ・都市鉄道の整備促進及び鉄道駅のバリアフリー化・ホームドア等の整備推進（国土交通省）
- ・地域観光等の拠点となる都市公園の整備等（国土交通省）
- ・建設産業・不動産業の持続的成長のための市場環境整備等（国土交通省）
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの強化（国土交通省）
- ・国土形成計画の推進による地域活性化（国土交通省）<再掲>
- ・「建築・都市のDX」の加速（国土交通省）
- ・物価高に対応したPPP／PFIの事業化促進によるインフラ老朽化対策等（内閣府）
- ・地域課題の解決に資するPPP／PFI案件形成の推進（国土交通省）
- ・まちづくりのデジタル化を含むスマートシティの推進（国土交通省）
- ・長期相続登記等未了土地解消事業の対象の更なる明確化（内閣府、法務省）【制度】
- ・地方公共団体の入札参加資格審査申請手続の共通化・デジタル化に向けた取組（内閣府、総務省）【制度】
- ・光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の一元的な情報公開とワンストップ化等（内閣府、国土交通省）【制度】 等

18 暮らしに必要なサービスが持続的に提供される、日常の生活や経済の実態に即した圏域。

(3) 地域共生社会の実現

(生活困窮者等への地域における支援体制の強化)

地域共生社会の実現に向け、市町村の包括的支援体制の整備を進めるため、民間団体等の協力を得て、地域住民等の連携・協働モデル構築等を実施する。

生活困窮者自立支援制度における支援体制を強化するとともに、生活保護制度が役割を果たし続けるため、必要な研修やモデル事業等を実施する。2013年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について、専門委員会における審議結果等も踏まえつつ、適切に実施する。

障害者に対する差別の解消に引き続き取り組むとともに、障害福祉現場の職員の業務の効率化・負担軽減を図るため、介護ロボットやＩＣＴの導入を支援するとともに、就労選択支援員の養成研修等を実施する。

孤独・孤立の予防、ひきこもり等の支援に関し、地方公共団体、NPO等への支援や先進事例の収集と横展開、他の支援策との連携強化、自殺防止等に係る相談体制の強化等を図る。

2025年度内を目指す「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」を取りまとめるとともに、地方公共団体が個々人の実情に合わせて行う、就職氷河期世代等の就労・活躍に向けた社会参加、リ・スキリング等の取組を支援する。

自動車安全特別会計における被害者保護増進等事業の継続的かつ安定的な実施をより確実なものとし、自動車事故被害者への支援等の充実を図るため、同特別会計から一般会計に対する繰入金の全額を繰り戻す。

施策例

- ・地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業（厚生労働省）
- ・生活困窮者自立支援の機能強化事業（厚生労働省）
- ・就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施地方公共団体への導入支援事業（厚生労働省）
- ・都道府県等による生活保護業務支援事業（厚生労働省）
- ・生活保護受給者の多様な働き方推進モデル事業（厚生労働省）
- ・平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応（厚生労働省）
- ・障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（厚生労働省）
- ・就労選択支援員養成研修等事業（厚生労働省）
- ・孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（内閣府）
- ・孤独・孤立対策推進交付金（仮称）（内閣府）
- ・地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査（内閣府）
- ・共同生活型自立支援による社会参加促進モデル事業（厚生労働省）
- ・成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（厚生労働省）

- ・地域における自殺対策の強化（厚生労働省）
- ・地域就職氷河期世代等支援推進交付金（内閣府）
- ・被害者保護増進等事業（国土交通省） 等

(女性・高齢者の活躍に向けた環境整備)

性別や年齢にかかわらず活躍できる社会の実現に向けて、女性の活躍を更に推進するとともに、困難や不安を抱える女性への支援、意欲や能力に応じた高齢者の社会参加の促進などに引き続き取り組む。

女性用トイレの利用環境の改善に向けて、国内外の動向等の把握を進め、収集した好事例を広く発信するなど必要な対応を進める。配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力の被害者など、困難を抱える女性が状況に応じた支援を受けられる体制を整備するため、官民連携による包括的支援、一時保護所の確保、モデル事業等を実施する。

シルバー人材センターが、会員の就業ニーズを踏まえた独自事業を創設・運営するための体制整備を支援する。能登地域の高齢者の就業機会の提供に向けて、同地域のシルバー人材センターにおいて、能登復興推進業務との連携等を行うコーディネーターを配置し、就業体験や技能講習等を通じたマッチング支援を実施する。

地方公共団体による、認知症基本法¹⁹等の啓発及び新しい認知症観に基づく施策推進のための認知症施策推進計画の策定や、認知症の人や家族等の地域の居場所づくりを支援するとともに、地域支援の担い手として高齢者の自主組織による取組を促進する。

施策例

- ・ジェンダー主流化等推進のためのコミュニティづくり促進・情報発信事業（国土交通省）
- ・誰もが使いやすい道路休憩施設整備（国土交通省）
- ・官民協働等女性支援加速化事業（厚生労働省）
- ・一時保護所・女性自立支援施設受入促進モデル事業（厚生労働省）
- ・女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業（厚生労働省）
- ・シルバー人材センター活性化推進事業（厚生労働省）
- ・高齢者活躍人材確保育成事業（能登復興推進特例分）（厚生労働省）
- ・認知症基本法に基づく認知症施策推進事業（厚生労働省）
- ・高齢者の生活支援に取り組む多様な担い手モデル事業（厚生労働省） 等

(質の高いこども・若者・子育て政策の推進等)

これまでに講じられた少子化対策を含め、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、現下の物価高の状況も踏まえ、質の高いこども・若者・子育て政策に官民の総力を結集して取り組むとともに、実態を的確に把握しつつ、E B P Mや効果検証を着実に実行し、確実に成果を確保する。

19 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）。

企業等の活力を活かした子育てしやすい環境を整備するため、地域におけるこどもの預かり機能の多様化や居場所づくりに取り組む民間団体や地方公共団体への支援を行う。民間企業が行う子育て支援等を企業価値向上につなげる仕組みの整備や、こうした取組を企業が立ち上げるための伴走支援の推進等を行う。

育児・子供の不登校等が原因となる離職を減らすため、家事支援サービスやベビーシッターの利用促進に取り組む。関係省庁が一体となって、事業者・団体との連携の下、それらのサービスの普及広報や実態・ニーズの調査を行うとともに、2026年夏を目指として、サービスの品質・信頼性の向上や人材の育成・確保に向けたり・スクリーニングや関連する公的資格の在り方、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等について、総合的に検討を行う。介護離職を防ぎ希望に応じて仕事と介護を両立できる職場環境整備を引き続き推進する。

多様で質の高い育ちの環境等を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善や人材確保に取り組むとともに、保育現場の負担軽減や「こども誰でも通園制度」の2026年4月からの本格実施に向けた対応を進める。保育所等におけるICT活用等によるこどもDXの推進や施設整備・安全対策等への支援を実施する。こども性暴力防止法²⁰の施行に向け、事務手続に必要なシステム開発等を行う。

ライフデザインの多様化を捉えた的確かつ効果的な若者政策を展開するため、若者世代の意識に係る総合的な調査等を実施するとともに、困難を有する若者に対する支援を行う。プレコンセプションケア²¹の取組について、自治体・企業・教育機関等と連携しながら強化等を実施する。

地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築を進める。妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談支援体制の整備、産後ケアの推進、ヤングケアラーの実態把握の強化を行う。こどもの貧困の解消に向け、物価高に対応した食事等の支援を行うとともに、ひとり親家庭について、相談体制の強化のほか、就職・定着に向けた伴走支援等を行う。児童相談所等の人材確保による虐待防止対策の強化、共働き家庭の里親や発達に特性のあるこどもへの支援の強化、障害のあるこどもやその家族の地域社会へのインクルージョン推進等に取り組む。こどもの自殺防止のため、地方公共団体による協議会の設置・運営を支援するとともに、ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策を検討する。

施策例

- ・保育士等の処遇改善（こども家庭庁）
- ・保育所や児童養護施設等に対する事業継続支援（こども家庭庁）
- ・企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業（こども家庭庁）

20 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）。2026年内の施行を予定。

21 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う概念。

- ・こどもとともに成長する企業構想の推進（こども家庭庁）
- ・安全で質の高いベビーシッターの利用促進（こども家庭庁）
- ・令和8年度からのこども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応（就学前教育・保育施設整備交付金、保育環境改善等事業、保育所等におけるICT化推進等事業（こども誰でも通園制度分））（こども家庭庁）
- ・保育所等におけるICT化推進等事業（こども家庭庁）
- ・こども性暴力防止法施行関連システム開発等事業（こども家庭庁）
- ・若年世代に対する総合的な調査（こども家庭庁）
- ・卵子凍結による妊娠性温存等に係る課題検証のためのモデル事業（こども家庭庁）
- ・地域ネットワーク構築によるこども支援事業（こども家庭庁）
- ・乳幼児健康診査実施支援事業（こども家庭庁）
- ・民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業（こども家庭庁）
- ・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業（こども家庭庁）<再掲>
- ・ひとり親家庭相談支援体制強化事業（地域における緊急的な支援と連携した物価高対策集中相談事業）（こども家庭庁）
- ・民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業（こども家庭庁）
- ・児童相談所等の人材の確保・定着支援事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）（こども家庭庁）
- ・里親養育包括支援（フォースターリング）事業（共働き家庭里親等支援強化事業）（こども家庭庁）
- ・発達に特性のある子どもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業（こども家庭庁）
- ・地域のインクルージョン総合支援推進事業（こども家庭庁）
- ・子どもの自殺対策協議会の効果的な運営モデル事業（こども家庭庁） 等

（4）治安対策等の推進

（犯罪・不正行為の取締り強化）

「国民を詐欺から守るために総合対策2.0」²²に掲げられた取組を着実に実施するとともに、匿名・流動型犯罪グループの撲滅を目指し、グループの実態解明及び取締りに資する警察におけるシステム整備等を進める。CBRNEテロ²³、ドローン等の新技術を悪用したテロ、ローン・オフェンダー²⁴及び緊急事態への対処、ストーカー対策、安全な交通の確保等に資するため、警察の装備資機材や情報通信システムの整備、人材の確保・育成、警察施設及び交通安全施設の整備等を行う。

不正薬物、金、知的財産侵害物品等の密輸や我が国の経済安全保障を脅かす製品等の不正輸出のリスクの高まり及び外国人旅行者向け免税制度の不正利用に対し、税関の取締り能力の強化を図るため、全国の税関における検査機器等の配備や施設整備等を実施する。不正薬物に係る匿名・流動型犯罪グループ等の取締りのため、SNSなどの解析情報等を一元的に集約するコントロール機能の整備等により、地方厚生局麻薬取締部の捜査機能の強化を図る。宗教法人格が不正に取得され、脱税やマネー・ローダリング等の違法行為に悪用されることのないよう、宗教法人格の売買に関する実

22 令和7年4月22日、犯罪対策閣僚会議において決定。

23 C (Chemical: 化学) B (Biological: 生物) R (Radiological: 放射性) N (Nuclear: 核) E (Explosive: 爆発性) 物質を使用したテロの総称。

24 特定のテロ組織等と関わりのないまま過激化した個人。

態調査を行い、不正利用対策を進める。

(国民保護、消費者の安全・安心への対応強化等)

国民保護事案発生時等における迅速な対応のため、平時における救護班の隊員管理や必要な資器材等の整備、国民保護訓練への派遣調整を行うとともに、国民保護事案発生時等の救護班の広域的派遣調整を行う事務局を整備する。また、こうした救護班を養成するため、災害医療の知見を有し、活動に同意する医師等を対象とした教育・研修等を行う。

超高齢化やデジタル化等の社会変化の中で消費者の安全・安心を引き続き確保するため、消費生活センターの機能や見守り活動の充実など地方消費者行政の強化を図るとともに、食品表示制度や消費者法制度の在り方の検討に資する実態調査等を行う。また、食品ロス削減・食品寄附促進を図る。国内各地でP F A S²⁵の指針値等の超過が確認されている状況を踏まえ、汚染拡大防止等の対策を推進する。

本年のクマによる深刻な人身被害等の状況を踏まえ、「クマ被害対策パッケージ」²⁶に基づき、クマの個体数管理の強化、出没時の緊急対応、出没防止、捕獲人材の育成・確保や駆除に必要な装備資機材の整備等について、関係省庁が連携し迅速かつ着実に取り組む。

施策例

- ・匿名・流動型犯罪グループ対策の推進（警察庁）
- ・国際電話等を通じた特殊詐欺被害の拡大防止に向けた緊急対策事業（総務省）
- ・生活の安全保障のための治安対策の推進（警察庁）
- ・警察施設・交通安全施設・装備資機材等の整備等による警察の災害対処能力の強化（警察庁）
- ・税関の水際取締り強化のための緊急対策（財務省）
- ・麻薬取締部捜査機能強化事業（厚生労働省）
- ・宗教法人格の不正利用対策のための実態把握事業（文部科学省）
- ・国民保護事案発生時等における救護体制の整備（厚生労働省）
- ・地方消費者行政の強化（消費者庁）
- ・食品ロス削減及び食品寄附促進に向けた実証・支援事業（消費者庁）
- ・P F A S対策推進費（環境省）
- ・クマ被害対策の推進（警察庁、農林水産省、国土交通省、環境省） 等

（5）外国人問題への対応の強化

海外活力の取り込みを進めつつ、国民の安全・安心を確保するため、外国人施策について、政府の司令塔機能を強化し、政府一体となって取り組む。

25 ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。

26 令和7年11月14日、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議において決定。

2026 年度中に主要国の水準や応益的要素等を考慮して在留関係手数料及び査証手数料の在り方を見直して引上げを実施することなどにより、増加する外国人の適正かつ円滑な受入れ、共生社会の実現に向けた受入環境整備、領事活動・外交実施体制の整備など、外国人との秩序ある共生社会の推進に向けた取組を強化する。

外国人の適正な受入れのため、育成就労制度の運用開始に向けた準備を着実に行いつつ、外国人の受入れの基本的な在り方に関する調査・検討を行う。また、2028 年度中に J E S T A の導入を目指すことを含め出入国在留管理DX の推進を図るとともに、在留管理や国費送還の促進を含めた不法滞在者対策及び誤用・濫用的な難民認定申請対策を強化し、適正な出入国在留管理を実現する。くわえて、外国人がより円滑に社会の構成員となるプロセスを構築するための取組を強化する。

外国人観光客の受入れと地域住民の生活の質の確保との両立を図るため、オーバーツーリズム等の各地域が直面する課題に対し、受入環境整備等の取組を支援する。

外国人等を含む不動産取引の動向把握等の強化に向け、登記情報や土地取引に係る届出情報等を活用し、全国の土地・不動産取引等の実態調査・分析を行う。

施策例

- ・公正な在留管理の推進、共生社会の実現に向けた取組の推進等（法務省）
- ・出入国審査体制の強化（法務省）<再掲>
- ・外国人の受入環境整備等に係る取組・体制の強化（法務省）
- ・外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究（総務省）
- ・オーバーツーリズム対策等外国人問題への対応（国土交通省）<再掲>
- ・外国人等を含む不動産取引の調査・分析（国土交通省） 等

（6）公教育の再生・教育無償化への対応

（教育無償化への対応）

いわゆる高校無償化と併せて公立高校や専門高校等への支援の拡充を図るため、政黨間の合意に基づき、安定財源を確保した上で、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築することを前提に、国から 2025 年度中に提示される「高校教育改革に関するグランドデザイン 2040（仮称）」に沿った緊要性のある取組等について、都道府県に造成する基金等により先行的に支援する。

2026 年度から小学校におけるいわゆる「給食無償化」を円滑に実施するため、給食未実施校における給食施設整備や地方公共団体における給食費の公会計化等の取組について、先行的に支援を実施する。

(質の高い公教育の再生)

G I G Aスクール構想を引き続き国策として推進する。すなわち、個別最適な学びの実現に向け、学校・教育委員会における生成A Iの活用に向けた利活用事例の創出や実証研究、情報教育に係る学習者用教材の開発等に取り組むとともに、その基盤として端末更新を着実に進める。教職員の働き方改革のため、次世代校務D X環境の整備支援や優良事例の横展開等を実施する。高校段階からのデジタル人材育成を強化するため、デジタルを活用した探究・文理横断・実践的な学びの取組等を行うD Xハイスクールを推進する。これらに加え、教育データ利活用を推進し、教育D Xを加速する。地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。幼児教育についても質の向上を図り、幼稚園教諭等の事務負担軽減をもたらすI C T環境の整備や、施設の防犯・耐震対策を支援する。

多様な人材の連携による、学校における望ましい教育環境や指導体制の構築を図る。学校におけるいじめ対応への伴走支援や、不登校児童生徒の保護者への相談支援等を進める。健康面を含む児童生徒の課題の複雑化や多様な児童生徒の教育機会確保に向け、学校健康診断を含む適切かつ効率的な保健管理や外国人児童生徒への支援体制の在り方等について調査する。

施策例

- ・産業イノベーション人材育成等に資する高校教育改革促進事業（文部科学省）
- ・学校給食費公会計化等推進事業（文部科学省）
- ・生成A Iの活用を通じた教育課題の解決・教育D Xの加速（文部科学省）
- ・情報活用能力育成のための実践・調査研究（文部科学省）
- ・G I G Aスクール構想支援体制整備事業（文部科学省）
- ・校務D X等加速化事業（文部科学省）
- ・高等学校D X加速化推進事業（文部科学省）
- ・教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等（文部科学省）
- ・部活動の地域展開等の全国実施の加速化（文部科学省）
- ・幼児教育の質の向上のための環境整備（文部科学省）
- ・私立幼稚園の施設整備（文部科学省）
- ・教師の新たな入職モデル創出事業（文部科学省）
- ・学校における保護者等への対応の高度化事業（文部科学省）
- ・いじめ対応伴走支援チームのモデル構築推進事業（文部科学省）
- ・不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化事業（文部科学省）
- ・健康診断・健康観察に係る調査研究事業（文部科学省）
- ・日本語教育ニーズの多様化を踏まえた教育カリキュラム編成・質向上支援事業（文部科学省） 等

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(1) 賃上げ環境の整備

2025年度の改定により、最低賃金は、全国加重平均で1,121円、引上げ幅66円となり、過去最高額となった。

適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

中小企業・小規模事業者の業務改善・設備投資に対する支援を強化するとともに、企業の継続的な賃上げを後押しする賃上げ促進税制の活用を通じて、賃上げモメンタムの維持、向上を図る。

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。

賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。2026年の春季労使交渉に向けた、政労使の意見交換を行う。

公務員の給与・待遇については、人事院勧告²⁷を踏まえ、適切に対応することとし、職務・職責に見合った処遇の在り方について国民の理解を得るべく検討を行う。

施策例

- ・「重点支援地方交付金」（内閣府）
- ・最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）等

(2) 価格転嫁の徹底、中小企業等の稼ぐ力の強化・省力化投資

「稼ぐ力」強化と賃上げの好循環の実現に向けて、事業承継・M&Aの支援強化を含め、「強い中小企業」への行動変容に向けた「労働供給制約社会の中堅・中小企業

²⁷ 2025年8月7日。

の『稼ぐ力』強化戦略（仮称）」の検討に着手する。

（価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進）

中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図る。2026年1月施行の中小受託取引適正化法²⁸・受託中小企業振興法²⁹の周知広報を徹底するとともに、同法を厳正に執行する。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」³⁰を改正する。価格交渉促進月間フォローアップ調査等を実施し、価格交渉・転嫁等の状況を公表するとともに、発注者への必要な指導等を徹底する。パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上とともに、サプライチェーン全体での取引適正化・商習慣是正に向けた取組を強化する。

（持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援）

中堅・中小企業の稼ぐ力を強化するためには、事業規模や成長ステージに応じたきめ細かい支援が必要である。地域未来戦略の検討と連携し、売上高100億円へ成長する目標を掲げる「100億宣言企業」の意欲的な投資を実現するための支援の抜本的拡充・強化を通じて、地域経済を牽引する「スケールアップ型企業」³¹を創出する事業環境を整備する。経営力強化を図る「パワーアップ型企業」³²については、生産性向上、M&A等に資する設備投資や販路開拓、デジタル化等に対する支援を強化・拡充する。人手不足感の強い12業種³³を中心に、省力化投資を促進するため、「省力化投資促進プラン」³⁴に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。

「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を踏まえ、譲渡側の不安を解消するとともに、優良な譲受側へのM&Aを促進する。くわえて、中小M&Aに係る資格制度の創設や、地域金融機関等とも連携し事業承継・引継ぎ支援センターを中心とした支援体制の強化を図ることにより、中小M&A市場の改革を進める。さらに、今後の事業承継に係る政策の在り方や新たな後継者育成の方向性についても検討する。これらにより、後継者不在への対応及び成長のための戦略的手段として、事業承継・M&Aを推進する。

中小企業が成長に向けた事業の立て直しや投資を行えるよう、資金調達の円滑化と

28 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）。

29 昭和45年法律第145号。

30 令和5年11月29日、内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表。

31 グローバル経済とつながり、100億円企業や中堅企業等へ成長を志向する中小企業。

32 持続的発展を志向し地域を支える中小企業・小規模事業者。

33 飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業の12業種。これらに、新たに、警備業を追加する予定。

34 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）等において策定。

金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。協調支援型の信用保証制度の活用促進に加え、地域金融機関・信用保証協会・士業等で連携した予兆管理を強化するための信用保証制度を新設する。再生支援が必要な企業等の経営資源の集約化や再生支援の規律強化を含めて、中小企業活性化協議会の体制及び支援策の強化や経営改善サポート保証等の活用を促進する。

今般の米国関税措置や事業環境の変化を踏まえ、プッシュ型による伴走支援体制を強化する。よろず支援拠点に生産性向上支援センター（仮称）を設置するほか、商工会・商工会議所をはじめとした支援機関の体制強化を行うとともに、関係機関が連携した伴走支援のモデルを創出する。これらにより、企業の成長や生産性向上への気付きを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の賃上げを実現するサポート体制を整備する。

建設産業について、2025年12月施行の第三次・扱い手3法³⁵を着実に実行し、労務費の行き渡りの実効性確保や入職拡大に向けた魅力発信や災害対応力強化にも資するＩＣＴ技術の活用等に取り組む。不動産業について、省力化による地域の事業者の生産性向上等を通じた稼ぐ力の強化に取り組む。

施策例

- ・中小企業の価格転嫁・取引適正化を後押しする「中小企業取引対策事業」（経済産業省）
- ・港湾運送の取引環境改善（国土交通省）
- ・サプライチェーン全体における取引適正化の推進のための取組（公正取引委員会）
- ・商慣習の改善に向けた取組の推進（公正取引委員会）【その他】
- ・賃金と物価の好循環の実現のための普及啓発（消費者庁）
- ・生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- ・地域の産業クラスターの中核となる中堅・中小企業・スタートアップへの支援（中堅企業等大規模成長投資補助金等）（経済産業省）＜再掲＞
- ・省力化投資・生産性向上のための「省力化投資促進プラン」の実行（内閣官房）【その他】
- ・中小企業活性化・事業承継総合支援事業（経済産業省）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- ・中小企業信用補完制度関連補助事業（経済産業省）
- ・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（経済産業省）
- ・事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- ・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（経済産業省）
- ・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（経済産業省）
- ・建設産業・不動産業の持続的成長のための市場環境整備等（国土交通省）＜再掲＞ 等

35 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第54号）。

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

1. 経済安全保障の強化

(1) 戰略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化

(A I・半導体、造船、量子、フュージョン、バイオ、航空、宇宙 等)

大胆な危機管理投資と成長投資で暮らしの安全・安心を確保し、「強い経済」を実現する。そのため、官民が連携して経済安全保障の強化にも資する戦略分野を中心に積極的な投資を迅速に行うことにより、日本の課題を解決し、先端産業を開花させ、日本経済を力強く成長させていく。

重要物資の追加によるサプライチェーンの強靭化、医療分野の追加も含めた基幹インフラ制度の強化、総合的なシンクタンク機能の構築、経済安全保障を図る上で重要な海外事業の促進、重要技術や戦略分野に関する国際共同研究等を図るために、経済安全保障推進法³⁶の改正を検討する等必要な措置を講じる。

同盟国・同志国との国家間合意に基づく国の研究機関の間の共同研究の推進を含め、経済安全保障上の重要技術の研究開発を支援する。

官民連携投資を行う戦略分野及びサプライチェーンの強化を図る重要物資については、大胆な投資促進、国際展開支援、人材育成、スタートアップ振興、研究開発、产学連携、国際標準化といった多角的な観点からの総合支援策を講じ、官民の積極投資を引き出す。A I・半導体に続き、造船、量子、重要鉱物など経済安全保障上重要な分野における危機管理投資に関し、新たな財源確保の枠組みについて検討に着手する。

(A I の開発・社会実装とそれを支える半導体・データセンターの支援)

A I を基盤とした経済社会の発展を実現するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（A I 法）³⁷及び同法に基づく人工知能基本計画及び適正性確保のための指針に則り、イノベーション促進とリスク対応の両立を推進する。A I 利活用の加速的推進、A I 研究開発力の戦略的強化、A I ガバナンスの主導、A I 社会に向けた継続的変革の方針に基づき、大胆な規制改革を含む施策を内外一体で進め、国内研究開発の強化と社会実装の促進を図る。AI for Science の戦略方針を 2025 年度内に策定し、そのうち科学基盤モデル開発等の取組を先行的に加速する。併せて、A I 研究開発に不可欠な国内人材育成・確保、質の高いデータ整備及び利活用の促進、評価基盤の構築及び研究開発力の強化と利活用を促進する。生成A I の開発と実装を一体的に支援するとともに、日本が強みをもつ産業とA I を融合した多様なサービス

36 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）。

37 令和7年法律第53号。

の創出、計算資源・情報通信基盤の関連インフラの高度化、積極的な海外展開を進める。また、A I の安全性を高め、信頼できるA I の活用を起点としたイノベーションを促進するため、A I セーフティ・インスティテュートを抜本的に強化する。さらに、A I と日本の高度なロボティクス技術を融合した世界最先端のA I ロボティクスを通じて、人手不足の解消、生産性向上やD X を実現するべく、その実装拡大に向けた導入環境の整備と競争力強化を図るための戦略を策定する。

政府による活用をA I の社会実装の起点とするため、行政現場でのガバメントA I の実装に向けた検証を実施する。

A I の競争力をハード面で支えるのが半導体とデータセンターである。世界需要が大きく増大している半導体製造は更なる成長が見込まれる産業分野であり、熊本県や北海道などにおいては、既に地域経済を支える基幹産業とも言える存在になっている。A I ・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の量産等に向けた技術開発や設備投資を重点的に支援する。半導体などの産業拠点整備等に必要な道路や工業用水等の関連インフラや、データセンターの立地等に必要な電力や通信等の周辺インフラの整備を推進する。

(造船業の再生・強化)

米国の関税措置に関する日米間合意及び協力覚書を踏まえ、国際海上輸送における日米両国の戦略的自律性を確保するとともに、国家安全保障を支える日本の造船業を再生するための取組を、「造船業再生ロードマップ」を年内に策定して強力に推進する。まずは、造船能力の抜本的向上に向けて、10 年間の基金を創設し、3 年程度の事業に必要な予算を措置してその後は成果目標の達成状況を見て検討し、総額 3,500 億円規模を目指す。これに加え、「造船業再生ロードマップ」においては、様々な金融支援の活用による民間企業の資金調達の後押しや、G X 経済移行債によるゼロエミッション船建造支援等を含め、官民連携して1兆円規模の投資実現を目指すフレームを策定する。

(量子技術イノベーションの加速)

量子エコシステム構築に向けた推進方策³⁸を踏まえ、量子コンピュータ、量子暗号通信、量子センシングの研究開発を加速する。

量子コンピュータの国内開発を加速し、国内において国際競争力ある産業化を目指す。量子技術イノベーション拠点（Q I H）間の共同プロジェクトの実施や、産業技術総合研究所の量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター（G-Q u A T）や量子科学技術研究開発機構（Q S T）、情報通信研究機構（N I C T）、理化

38 令和7年5月30日、量子技術イノベーション会議から公表。

学研究所の施設・テストベッドの整備を通じて拠点機能を強化し、国産量子コンピュータの開発、量子技術のユースケースの創出、社会実装及び人材育成を加速する。

量子コンピュータの大規模化に伴う既存暗号の解読リスクを踏まえ、量子暗号通信の早期社会実装に向けた広域化・高度化を可能とする技術を確立する。政府機関等の情報システムのほか、金融取引等における耐量子計算機暗号への円滑な移行を図る。

(フュージョンエネルギーの早期実現)

フュージョンエネルギーの早期実現に向け、ITER計画³⁹の推進や世界最大の超伝導トカマク装置（JT-60SA）⁴⁰の2026年度中のプラズマ加熱運転に向けた整備を進める。フュージョンエネルギー・イノベーション戦略に基づき、2030年代のフュージョンエネルギー発電実証を目指し、スタートアップ等における様々な炉型による研究開発を支援するとともに、スタートアップへの供用も可能な施設・設備の整備を通じ、研究開発を促進する。

(創薬・先端医療の推進、国内製造拠点の整備等)

健康医療安全保障の構築に向けて、医薬品産業を成長・基幹産業と位置付け、政府が一体となって、取組を進める。継続的に創薬スタートアップから革新的新薬を生み出す創薬基盤・インフラの強化の支援や医療分野の研究開発及び環境整備の推進を担う国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等への支援を通じて、研究開発を加速化するとともに、国際水準の治験・臨床試験実施推進により、優れた基礎研究の成果を革新的医薬品として早期の社会実装につなげる。再生・細胞医療・遺伝子治療の研究開発を促進するとともに、それらの生産拠点として、CDMO⁴¹の設備投資を支援する。革新的がん医療の研究開発を支援するほか、全ゲノム解析を推進し、がん・難病の全ゲノム等解析等の事業実施組織を2025年度中に設立する等、ゲノム情報基盤の整備や解析結果の利活用を進める。創薬プラットフォーム構築を含め、医療研究開発へのAIの利活用を推進する。後発医薬品の品目統合や事業再編等に向けて生産性向上に取り組む企業の設備投資やバイオ後続品の国内製造施設の整備を支援するとともに、医薬品卸による安定供給の維持・強靭化への強力な支援を行う。また、プログラム医療機器を含め、革新的医療機器の創出に向けた産業振興拠点の強化を支援する。

39 世界7極（日、欧、米、露、中、韓、印）の国際協力に基づき、核融合実験炉ITER（国際熱核融合実験炉）の建設・運転を通じて、フュージョンエネルギーの科学的・技術的実現性の確立を目指す国際プロジェクト。

40 日欧協力によるBA（Broader Approach）活動（幅広いアプローチ活動）の中で、原型炉に向けたITER計画の補完及び支援、人材育成等を目的として、茨城県那珂市に建設された世界最大の超伝導トカマク型核融合実験装置。

41 受託開発・製造事業者（Contract Development and Manufacturing Organization）。

(合成生物学・バイオの開発強化)

バイオエコノミー戦略に基づき、バイオものづくり・バイオ由来製品・農林水産業・バイオ医薬品・再生医療等のバイオエコノミー市場の拡大に向けて、引き続き研究開発を推進する。バイオ技術を活用した再生医療等製品の製造に必要な自動培養装置等の設備導入や人材育成を促進する。また、合成生物学やデータ科学等の先端技術を活用し、土壤に広く分布している肥料成分の有効活用、少ない肥料でも作物が収穫できる省肥料化、未利用資源を活用した肥料生産等における革新的な技術開発を図る。

(航空機産業の生産基盤強化)

次世代航空機や低燃費エンジン開発のための生産技術開発やサプライチェーンの強化に着実に取り組むとともに、経済安全保障推進法に基づく支援策を活用して、無人航空機の生産基盤を構築する。

(宇宙・海洋開発の推進)

宇宙戦略基金による速やかな総額1兆円規模の支援を通じて、宇宙空間における輸送、衛星及び探査の分野において先端技術開発、技術実証及び商業化を支援する。

「宇宙基本計画」⁴²に基づき、安全保障や危機管理に不可欠な準天頂衛星システムについては、自動運転、農林水産業、交通・物流、建設等の民生分野における利活用を促進するため、11機体制に向けた開発を進める。通信の自律性を確保するため、日本国内で運用・管理する低軌道衛星コンステレーションの構築支援を行うとともに、次期気象衛星を整備する。安全保障及び危機管理に必要な情報収集を目的とした情報収集衛星について10機体制が目指す情報収集能力の向上を早期に達成すべく開発・打上げを行う。各種衛星の研究開発を進めるとともに、衛星の多頻度打上げに向け、基幹ロケットに加え、官民のロケット開発支援と打上げ高頻度化、射場整備に取り組む。さらに、こうした宇宙活動の自律性を確保するため、人工衛星やロケットの部品の生産基盤を構築する。また、日本人の月面着陸などアルテミス計画を推進し、有人与圧月面探査車の開発等を実施するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の技術基盤強化に向けた取組を推進する。

自然災害・環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現等といった国内外の幅広い分野において、衛星データ（衛星リモートセンシング・測位）を利用した事業を推進する。

海洋開発等重点戦略⁴³等に基づき、海洋関連技術の成果を産業と社会実装につなげるため、自律型無人探査機（AUV）の開発と利用実証支援、北極域研究船「みらいII」

42 令和5年6月13日閣議決定。

43 令和6年4月26日、総合海洋政策本部会合において決定。

の建造、船舶（「よこすか」）・探査船（「しんかい 6500」）等の整備及び開発、衛星データ・AI分析技術を用いた海洋状況把握システムの高度化・海外展開に向けた調査、観測データの充実やデータ基盤システムの強化を図る。

（フードテックへの投資促進）

自然災害や高温等の環境が変化する中で安定的な生産が可能な、テクノロジーを駆使した完全閉鎖型植物工場、陸上養殖施設等への投資を促進する。また、フードテックを活用した新たな商品・サービスの創出やビジネス展開、事業規模拡大を促進する。

（重要鉱物の安定供給及びマテリアル革新）

重要物資の安定供給を確保するため、輸出国の貿易管理措置等により国内産業への安定供給確保に課題のあるアンチモン、マグネシウム、ジルコニウム等の9鉱種を重要鉱物の支援対象として追加するとともに、レアアース等重要鉱物の鉱山開発・製錬事業への出資・助成支援による供給源多角化、国家備蓄の強化を推進する。また、自動車の製造等に不可欠な永久磁石について生産能力の増強、省レアアース磁石の研究開発の支援強化を図る。

マテリアル革新力強化戦略に基づき、AI for Materials を推進し、革新的マテリアルの研究開発・社会実装を促進する。

（次世代の情報通信基盤の強化）

次世代の情報通信基盤について、我が国主導で光電融合技術をはじめとするオール光ネットワーク技術を含む先端技術を開発し、社会実装や海外展開を目指す。

バルト海等での海底ケーブル切断事案等を踏まえ、海底ケーブルの敷設役務など、重要な物資の供給に不可欠な役務への支援を追加するため、経済安全保障推進法の改正を検討し、今後、海底ケーブルの製造や敷設船について支援を行う。

陸揚局を含めた海底ケーブルやデータセンターについて地方分散を含めた防護策を図る。

（港湾ロジスティクスの強化）

サイバーポートを活用した港湾関連手続の電子化や「ヒトを支援するAIターミナル」の取組を推進する。

(リスク点検等を通じたサプライチェーンの強化・「特定重要物資」の支援強化)

経済安全保障を確保する観点からサプライチェーン上のリスク点検を不断に行い、その結果に基づき必要な対策を果断に講じる。抗菌薬等の感染症対症療法薬・治療薬や安定確保医薬品については、早急にサプライチェーンに係るリスク評価を行い、安定的な国内供給体制を構築する。

リスク点検等に基づき、外部依存及び供給途絶のリスクが認められた船体（造船）、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品、人工呼吸器、磁気センサーについて、経済安全保障推進法上の「特定重要物資」に指定するとともに、既に指定されている重要鉱物の範囲を拡大し、生産基盤強化・研究開発を支援する。

戦略分野への官民投資や重要物資のサプライチェーン強化を資金面で支援するため、政策金融機関に加え、国際開発金融機関による投融資等も活用して、国内や途上国・域内における危機管理投資と成長投資を促進する。

施策例

- ・経済安全保障の確保に資するサプライチェーンの強靭化（内閣府、経済産業省）
- ・基幹インフラ制度における審査能力の強化（内閣府）
- ・有事を見据えた経済安全保障の確保のための基幹インフラ制度への医療分野追加にかかる調査研究事業（厚生労働省）
- ・経済安全保障に関する総合的なシンクタンク機能構築に向けた調査・分析（内閣府）
- ・安全・安心に関するシンクタンクの構築・運営（内閣府）
- ・経済インテリジェンスの強化に向けた取組（経済産業省）
- ・経済安全保障上の重要技術に関する国際共同研究の推進（内閣府）
- ・経済安全保障・ビジネス促進に向けた外交的取組の強化（外務省）
- ・先端国際共同研究推進事業／プログラム（A S P I R E）（文部科学省）
- ・経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止の推進（内閣府）
- ・イノベーションの創出を促進する国際標準の戦略的な活用の推進（内閣府）
- ・A I 法に基づく研究開発・活用の推進（内閣府）
- ・AI for Scienceによる科学研究革新（文部科学省）
- ・ガバメントA I及びデジタル庁内開発情報システム整備等事業（デジタル庁）
- ・信頼できるA Iの開発・活用支援に資するデータ整備等に関する研究開発（総務省）
- ・A Iロボティクスに関する戦略策定について（経済産業省）【その他】
- ・データセンター地方拠点整備事業（経済産業省）
- ・半導体設計・製造基盤整備事業（経済産業省）
- ・地域未来交付金（地域産業構造転換インフラ整備推進交付金）（内閣府）
- ・造船業の再生に向けた支援策（国土交通省）
- ・量子技術イノベーションの推進（内閣府）
- ・量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速及び環境整備事業（経済産業省）
- ・量子暗号通信網の早期社会実装に向けた研究開発等（総務省）
- ・安全かつ信頼できる金融システム・サービスの維持・促進（金融庁）
- ・フュージョンエネルギーの実現に向けた研究開発の推進（文部科学省）
- ・2030 年代の発電実証実現に向けたフュージョンエネルギー研究開発・基盤整備の加速（内閣府・経済産業省）

- ・革新的医薬品等実用化支援基金事業（厚生労働省）
- ・後発医薬品製造基盤整備基金事業（厚生労働省）
- ・医薬品卸業者に対する継続的な安定供給支援事業（厚生労働省）
- ・難病・希少疾病治療グローバル研究開発支援事業（内閣府）
- ・新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業（厚生労働省）
- ・小児医薬品開発ネットワーク支援事業（厚生労働省）
- ・特定医療技術等の導入に向けた未承認薬等アクセス確保事業（厚生労働省）
- ・国際共同治験ワンストップ相談窓口事業（厚生労働省）
- ・再生医療等実用化基盤整備促進事業（厚生労働省）
- ・医療技術実用化総合促進事業（厚生労働省）
- ・臨床研究データベースシステム大規模改修事業（厚生労働省）
- ・未承認薬等迅速解消促進調査事業（厚生労働省）
- ・バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業（厚生労働省）
- ・再生・細胞医療・遺伝子治療製造設備投資支援事業（経済産業省）
- ・产学連携による創薬ターゲット予測・シーズ探索AIプラットフォーム開発（創薬支援推進事業）
【AMED研究】（厚生労働省）
- ・革新的な医薬品を創出するための臨床研究・医師主導治験の推進（臨床研究・治験推進研究事業）
【AMED研究】（厚生労働省）
- ・がん・難病の全ゲノム解析等の推進（厚生労働省）
- ・次世代医療実現に向けたバイオバンクの情報基盤強化（文部科学省）
- ・花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策（農林水産省）
- ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策（農林水産省）
- ・次期航空機向け低燃費エンジン開発等にむけた支援事業（経済産業省）
- ・宇宙戦略基金（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）
- ・準天頂衛星システムの開発・整備・運用（内閣府）
- ・自律性確保に向けた低軌道衛星インフラ整備事業（総務省）
- ・衛星開発・利用実証等の宇宙開発利用の推進（宇宙開発利用推進費）（内閣府）
- ・危機管理強化のための情報収集衛星の開発等（内閣官房）
- ・基幹ロケットの開発及びロケット打上げ能力の強化、人工衛星の研究開発等（文部科学省）
- ・海洋開発等重点戦略に基づく海洋政策の緊急加速化事業（内閣府）
- ・海洋安全保障プラットフォームの構築（内閣府）
- ・海洋・域極に関する調査観測研究等の推進（文部科学省）
- ・スマート農業技術・新品種の開発（農林水産省）
- ・フードテック支援対策（農林水産省）
- ・水産業競争力強化緊急事業（農林水産省）
- ・鉱物サプライチェーン多角化・安定化事業（経済産業省）
- ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（経済産業省）
- ・革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業（総務省）
- ・オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大（総務省）
- ・海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靭化事業（総務省）
- ・国際海底ケーブルの防護策の強化に係る事業（総務省）
- ・生産性向上や民間投資の誘発等に資する港湾機能の強化（国土交通省）<再掲>
- ・港湾におけるDXの推進（国土交通省）
- ・人工呼吸器の国内生産体制強化事業（厚生労働省）
- ・抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業（厚生労働省）
- ・国内外資源循環を通じた重要鉱物資源等確保の推進等（環境省）
- ・株式会社日本政策投資銀行による「戦略分野への支援・地域の基幹産業の活性化等」のための資金供給（財務省）
- ・国際協力銀行（JICA）の「日本戦略投資ファシリティ」を通じた企業支援（財務省）

- ・サプライチェーン強靭化や投資促進のための途上国等とのパートナーシップ強化（財務省） 等

（2）サイバーセキュリティ対策の強化

サイバー脅威に対する的確な対応のため、政府機関等に対するサイバー攻撃等の不審な通信の横断的な監視等を行う「政府関係機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム（G S O C）」を強化する。また、警察、公安調査庁、防衛省・自衛隊等の関係機関の体制・資機材を整備し、検知・分析等、サイバー脅威に対する体制を強化する。

サイバー対処能力強化法⁴⁴等を踏まえ、官民双方向の情報共有を行う連携基盤の体制等を整備し、基幹インフラ役務の安定提供等を確保する。すなわち、巧妙化・高度化するサイバー攻撃に対して、官民の対策・連携強化を図り、サイバーセキュリティを支える人的・技術的基盤の整備の強化を図る。政府機関のみならず、地方公共団体、金融機関、医療機関、港湾運送事業者等の重要インフラ事業者等の各主体について、能力構築等を含めた、サイバーセキュリティ対策の向上を図る。

中小企業を含むサプライチェーンにおける対策の強化、経済安全保障重要技術育成プログラム等を活用した次世代サイバーセキュリティ技術（次世代暗号・量子耐性技術を含む）に係る研究開発プロジェクトの拡充を行う。

インターネット上の偽・誤情報の流通・拡散に対応すべく、対策技術の開発・実証及び社会実装を推進する。

施策例

- ・サイバーセキュリティ対策の強化（内閣官房）
- ・警察におけるサイバーセキュリティ対策のための対処能力の強化（警察庁）
- ・公安調査庁の情報収集・分析能力の強化（法務省）
- ・我が国のサイバー対処能力強化に向けた人材育成の推進等（総務省）
- ・地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化（総務省）
- ・安全かつ信頼できる金融システム・サービスの維持・促進（金融庁）<再掲>
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業（厚生労働省）
- ・港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化（国土交通省）
- ・産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業（経済産業省）
- ・インターネット上の偽・誤情報等への総合的対策の推進（総務省）

44 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）。

2. 食料安全保障の確立

(1) 農林水産業の構造転換

(5年間の農業構造転換集中対策)

食料安全保障を確保する観点から、改正食料・農業・農村基本法⁴⁵に基づき、農業・畜産業の生産基盤の強化等を着実に実施するため、構造転換を集中的に推し進める。

農地の集積・集約化や、ローンやAI、ロボット等を活用したスマート農業技術の開発・導入の加速化による生産性向上を図るため、農地の大区画化等の整備を推進するとともに、中山間地域においてきめ細かな対応を行う。また、老朽化した共同利用施設等の再編集約・合理化も併せて進める。これらの取組に関する農家・産地負担の引下げ、手厚い地方財政措置を講じる。スマート農業技術活用促進法⁴⁶に基づく重点開発目標に定める農業技術の開発、多収性や高温耐性などを有する新品種の開発・導入、これらに必要な農業・食品産業技術総合研究機構の拠点施設整備等を実施するとともに、担い手やサービス事業者による農業機械の導入等を支援する。大規模輸出産地の形成に向け、HACCP⁴⁷等に対応した施設整備や販路拡大等を推進する。

5年間（令和7～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、機動的・弾力的な対応により別枠予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。

（海外依存度の高い品目の生産拡大、生産資材の国内代替転換等）

過度な輸入依存からの脱却を実現するため、海外依存度の高い小麦・大豆の生産性向上、米粉の商品開発等による需要創出及び利用拡大、高温耐性品種等ニーズの高い穀物種子の増産体制構築、甘味資源作物やいも類等の産地体制の確立・強化、食品事業者と産地の連携強化等による国産原材料への切替えなどを支援する。

生産資材や飼料についても、安定供給を図りつつ、海外產品の使用低減や国内產品の代替転換を進めるため、堆肥や下水汚泥等の普及及び広域流通の推進、国内における飼料の生産・利用拡大等による安定確保の推進、みどりの食料システム戦略に基づく環境負荷低減の取組拡大等を支援する。

TPP対策の推進により、国内の生産基盤の維持・強化に取り組む。

45 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）。

46 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）。

47 Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、危害要因分析及び重要管理点のこと。食品衛生管理手法として各国・地域で導入が進んでいる。

(人材育成と中山間地域等支援)

「地域計画」⁴⁸の見直しを進めるとともに、次世代の担い手の育成・確保、農業高校・農業大学校の施設整備等の対策を推進する。クマ・シカ・イノシシ等の鳥獣被害対策や中山間地域等の振興を図るための収益力の向上や関係人口の拡大等を支援する。

(流通構造の合理化・透明性強化、安定供給等の確保)

米の流通構造の合理化及び透明化を含め、合理的な価格形成の実現等を通じた食料・生産資材の安定的なサプライチェーンの確保や不測時に備えた食料供給体制の構築に取り組む。

円滑な食品アクセスを確保するため、地域の連携体制の支援やフードバンクやこども食堂による食品提供の機能強化等の支援を行う。

鳥インフルエンザ等の家畜伝染病への対応、鶏卵の安定供給の推進、病害虫の侵入・まん延防止に取り組む。

(力強い林業の実現)

力強い林業の実現に向け、森林の集積・集約化、原木・木材製品等の生産体制の強化、スマート林業の推進、JAS構造材・CLT（直交集成板）による中高層建築をはじめとする建築物の低コスト化等を通じた各地における国産材転換・木材利用拡大、担い手の育成・確保に関する取組等を支援する。さらに、花粉症対策を着実に実行する。

(水産業の強靭化)

水産業の強靭化を図るため、激変する海洋環境に対応した資源調査・評価を推進するとともに、新たな操業体制の構築、スマート水産業の推進、漁法や漁獲対象種の転換・複合化、高機能漁船の導入、養殖業の成長産業化、担い手の確保・育成等を支援するほか、燃料油高騰対策に万全を期す。

施策例

- ・農業農村整備関連対策（農林水産省）
- ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業（農林水産省）
- ・产地生産基盤パワーアップ事業（農林水産省）
- ・食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（農林水産省）
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）（農林水産省）

48 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条の規定に基づき市町村が策定する計画であって、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもの。

- ・和牛肉需要拡大緊急対策（農林水産省）
- ・中山間地域等対策（農林水産省）
- ・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策（農林水産省）
- ・卸売市場緊急整備事業（農林水産省）
- ・スマート農業技術・新品種の開発（農林水産省）<再掲>
- ・グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策（農林水産省）
- ・国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業（農林水産省）
- ・米粉需要創出・利用促進対策事業（農林水産省）
- ・畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（農林水産省）
- ・持続的な食料システム確立緊急対策事業（農林水産省）
- ・国内肥料資源利用拡大対策（農林水産省）
- ・国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（農林水産省）
- ・みどりの食料システム戦略緊急対策事業（農林水産省）
- ・農地集約化促進事業（農林水産省）
- ・地域農業構造転換支援対策（農林水産省）
- ・新規就農者確保緊急円滑化対策（農林水産省）
- ・鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）
- ・食品アクセス確保緊急支援事業（農林水産省）<再掲>
- ・緊急時液卵加工流通円滑化対策事業（農林水産省）
- ・家畜伝染病等発生予防・まん延防止緊急対策（農林水産省）
- ・病害虫侵入・まん延防止緊急対策事業（農林水産省）
- ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策（農林水産省）<再掲>
- ・花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策（農林水産省）<再掲>
- ・漁船漁業の新たな操業体制チャレンジ実証事業（農林水産省）
- ・漁業担い手確保緊急支援事業（農林水産省）
- ・養殖業体质強化緊急総合対策事業（農林水産省）
- ・漁業経営セーフティネット構築事業（農林水産省）<再掲>
- ・水産業競争力強化緊急事業（農林水産省）<再掲> 等

（2）農林水産物・食品の輸出拡大

農林水産物・食品の輸出額の2030年5兆円目標の達成に向け、輸出産地を育成し、現地系商流を獲得するため、輸出先国の規制・ニーズに対応した生産・流通体系の転換や加工・製造等施設の整備、戦略的サプライチェーンの構築、新市場の開拓、海外での輸出支援体制の確立、海外への品種流出防止等の取組を支援する。

日本産酒類の一層の輸出拡大や酒類業の更なる振興を実現するため、海外展開や新市場開拓に向けた酒類事業者等の取組を支援するとともに、海外販路開拓支援、国際プロモーション、技術支援等を実施する。

施策例

- ・ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立緊急対策（農林水産省）
- ・グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策（農林水産省）<再掲>
- ・サプライチェーン連結強化緊急対策（農林水産省）
- ・食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（農林水産省）<再掲>
- ・品目団体等輸出力強化緊急対策（農林水産省）

- ・新市場開拓プロジェクト緊急対策（農林水産省）
- ・日本産酒類輸出促進等緊急支援事業（財務省）
- ・酒類の原料を取り巻く課題等への対応のための酒類総合研究所の機能強化（財務省）
- ・酒蔵に対する酒米安定的確保等対策（財務省）<再掲>

3. エネルギー・資源安全保障の強化

エネルギー・資源確保の面から「強い経済」を支えるべく、国際情勢も踏まえ、安全保障や産業競争力強化を念頭に、大規模電源や大規模系統等に対する危機管理投資・成長投資を強力に推進する。また、国産のGX製品の需要を創出することで、エネルギーコストの低減を図りつつ、我が国のエネルギー自給率を高め、国民の暮らしをより良くしていく。併せて、「エネルギー基本計画」⁴⁹及び「GX2040 ビジョン」⁵⁰に基づき、S+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）の原則の下、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す。特に、原子力や、地熱、ペロブスカイト太陽電池、洋上風力をはじめとする国産エネルギーの利活用を進める。

（1）エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現

（原子力の活用と安全確保（原発再稼働・原子力防災等））

原子力発電については、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査・検査を踏まえ、立地自治体等関係者の理解を得た原子炉の再稼働を進める。特に、東日本の電力供給の脆弱性解消、電気料金の抑制、脱炭素電源確保の観点から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は重要であるとの認識に立ち、原子力関係閣僚会議で示された方針に基づき、取組の具体化を進める。

新たな安全メカニズムを組み込んだ、小型モジュール炉（SMR）をはじめとする次世代革新炉の実現に向けた技術開発とサプライチェーン高度化を促進する。

道路整備による避難経路の確保や複合災害時の対応、環境放射線モニタリング体制の強化を含む原子力防災体制の充実に取り組む。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等に関する高度な研究開発を推進する。

施策例

- ・原子力関係閣僚会議を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所再稼働に向けた取組（経済産業省）【その他】
- ・次世代革新炉の開発・建設に向けた技術開発・サプライチェーン構築支援事業（経済産業省）
- ・原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化（内閣府）
- ・原子力災害に備えた環境放射線モニタリング体制の強化（原子力規制庁）
- ・廃炉・汚染水・処理水対策事業（経済産業省）

49 令和7年2月18日閣議決定。

50 令和7年2月18日閣議決定。

・日本原子力研究開発機構の研究施設の高度化等（文部科学省） 等

（エネルギー利用の合理化・効率化）

工場や事業場、家庭等における省エネ化、建物の断熱性向上、非化石転換への支援、省エネ診断の推進、金融機関をはじめとする支援体制の強化や専門人材の確保を進める。

（国内外における資源開発の推進）

国産海洋資源開発については、「海洋開発等重点戦略」に基づき、自律型無人探査機（AUV）と周辺技術の利用実証、南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発等を加速化する。

国際資源開発については、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）によるリスクマネーの供給等を通じて、上流権益確保・供給源多角化に取り組む。

施策例

- ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金（経済産業省）
- ・省エネ性能の高い住宅に対する支援事業（国土交通省）
- ・まちづくりGXの推進（国土交通省）
- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅ローン減税等の住宅取得等促進策⁵¹（国土交通省）
【税制】
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）
- ・中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（経済産業省）
- ・工場や事業場、家庭における省エネ化等支援（環境省）
- ・海洋開発等重点戦略に基づく海洋政策の緊急加速化事業（内閣府）<再掲>
- ・海洋安全保障プラットフォームの構築（内閣府）<再掲>
- ・石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業への出資（経済産業省）
- ・鉱物サプライチェーン多角化・安定化事業（経済産業省）<再掲> 等

（2）GXの推進等

GX投資を促す金融支援強化、電動車の購入促進といった需要側でのGX市場創出、国際競争力のある価格での持続可能な航空燃料（SAF）の確保の推進、CCSの事業化に向けた支援にも取り組む。

クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえながら、GX戦略地域として、産業資源であるコンビナート等の再生・新産業拠点、自給率の向上にも寄与する脱炭素電源を活用した投資を促進し、新たな産業クラスターの創出を目指す。

51 令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。

再生可能エネルギーについては、ペロブスカイト太陽電池及び浮体式洋上風力の国産技術の開発や製造基盤の確立を進めるとともに、国内外の市場への本格的な展開を促進する。地域共生の対応策を強化しつつ、国民負担の抑制を図りながら、風力、地熱等の再エネ導入を進める。地方公共団体や民間企業の再エネ導入等の脱炭素化の取組に対する支援を強化する。我が国が高い潜在力を持つ地熱発電については、掘削調査等の支援強化により開発を加速化するとともに、次世代型地熱の国内実証開始に向けた取組を進める。水素等については、水素社会推進法⁵²や設備投資支援等を通じて、産業クラスター形成に向けて内外のサプライチェーン構築を着実に進める。電力の安定供給確保に向け、大規模電源や地域間連系線、地内基幹系統の整備を促進するための必要な法制上の措置を検討する。変動電源の調整力確保やレジリエンス向上のため、セキュリティが確保された蓄電池の導入を支援するとともに、次世代スマートメーターを活用した実証によりディマンド・リスポンスを促進する。アジア・ゼロエミッション共同体（A Z E C）等の枠組みを活用し、こうした我が国技術のグローバル市場の形成を促進する。

国家戦略である循環経済の実現に向け、レアメタル・プラスチック等の国内外の資源循環を促進するため、自動車産業等向け再生材の供給サプライチェーン強靭化・製造拠点の構築やリサイクル設備等の導入、地域の資源循環ビジネス・物価高対策としてのリユース等を支援するとともに、国際的な循環経済圏の構築に向けた同志国との国際連携を強化し、資源循環分野の企業評価・情報開示のスキーム（グローバル循環プロトコル（G C P））等の国際ルール形成を主導する。また、不適正ヤード対策や使用済太陽光パネルの最終処分量の減量のためのリサイクル等に係る制度検討・環境整備を進める。

施策例

- ・ G X サプライチェーン構築支援事業（経済産業省）
- ・ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構出資金（経済産業省）
- ・ クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経済産業省）
- ・ クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等の導入促進事業（経済産業省）
- ・ 商用車等の電動化促進事業（環境省）
- ・ S A F 導入円滑化に向けた調査（国土交通省）
- ・ 先進的C C S 支援事業（経済産業省）
- ・ 産業クラスターの戦略的形成に向けた所要の措置（経済産業省）【制度】<再掲>
- ・ カーボンニュートラルポートの形成及び洋上風力発電の導入促進に資する港湾整備等（国土交通省）
- ・ 地域脱炭素推進交付金（環境省）
- ・ 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援事業（環境省）
- ・ 再エネ地産地消モデル等の推進（国土交通省、環境省）
- ・ 地熱資源開発等事業（経済産業省）【その他】
- ・ 再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の電力貯蔵システム導入支援事業（経済産業省）
- ・ 再エネ導入拡大のためのフレキシビリティ確保に向けた分散型エネルギーソース導入支援等事業（経済産業省）

52 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）。

- ・グローバルサウス未来志向型共創等事業（経済産業省）
- ・プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等の促進（環境省）
- ・食品産業プラスチック資源循環対策事業（農林水産省）
- ・レアメタルの供給サプライチェーン強靭化に向けた所要の措置（経済産業省）【制度】
- ・一般廃棄物処理施設の整備（環境省）
- ・資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業（環境省）
- ・自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業（環境省）
- ・リチウムイオン電池等の火災事故防止・分別回収による安全・経済損失防止対策事業（環境省）
- ・自治体や民間企業等による地域資源循環型社会実現に向けた支援事業（環境省）
- ・A S E A Nにおける廃自動車・EVバッテリーからの金属資源回収実態調査事業等（環境省）
- ・不適正ヤード対策の強化等（環境省）
- ・使用済太陽光パネルのリサイクルに係る制度面での対応（経済産業省・環境省）【制度】等

4. 防災・減災・国土強靭化の推進

（1）自然災害からの復旧・復興（能登等）

東日本大震災からの復旧・復興に加えて、令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興に全力で取り組む。

能登半島の復旧・復興に向け、被災者の生活再建、災害公営住宅の整備など住まいの確保、被災事業者のなりわいの再建、災害廃棄物処理及び土地境界再確定のための地籍調査の加速等の生活環境の整備を進める。令和6年能登半島地震を含め、近年の自然災害で被災したインフラや病院、学校等の公共施設等の復旧を進める。

施策例

- ・廃炉・汚染水・処理水対策事業（経済産業省）<再掲>
- ・被災者の生活再建支援（内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）
- ・被災事業者のなりわい等再建支援（農林水産省、経済産業省）
- ・災害廃棄物処理の加速化、廃棄物処理施設等の災害復旧（環境省）
- ・災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査（国土交通省）
- ・河川、海岸、砂防、道路、港湾、空港、上下水道、公営住宅等の施設の災害復旧（国土交通省）
- ・通信・放送ネットワークの災害復旧（総務省）
- ・医療施設、社会福祉施設等の災害復旧（こども家庭庁、厚生労働省）
- ・学校施設、文化財等の災害復旧（文部科学省）
- ・農林水産施設等の災害復旧（農林水産省）等

（2）令和の国土強靭化の実現

激甚化・頻発化する自然災害や、道路陥没事故などのインフラ老朽化等の危機から現在と未来の国民の生命と財産を守り抜くため、「国土強靭化基本計画」⁵³に基づき、

⁵³ 令和5年7月28日閣議決定。

令和の国土強靭化対策を進めていく。

「第1次国土強靭化実施中期計画」⁵⁴に基づく取組を着実に推進するとともに、安定財源確保方策の具体的な検討を行う。労務費や資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置する。デジタル技術や衛星情報の活用等によるインフラの整備・管理等の高度化・効率化、予防保全型への転換や地方公共団体の取組状況の見える化などインフラ老朽化対策を加速する。気候変動に対応する流域治水の推進、交通ネットワーク・ライフラインの強化、上下水道の基盤強化、線状降水帯・台風の予測精度向上、地震火山監視体制の確保等の防災気象情報の高度化等に取り組む。自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進する。

2026年度中の防災庁の設置に向け、令和6年能登半島地震等の教訓も踏まえ、事前防災の徹底や災害対応力の強化など防災体制の充実・強化を図り、その準備を加速する。避難生活環境の抜本的改善のためのプッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄の推進、地域ごとの分野横断的な災害リスク評価、既存の枠組みにとらわれない危機管理用宿舎の整備による事前防災対策等を推進する。

これらの取組に加え、2025年に発生した自然災害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も機動的に講じていく。

施策例

- ・火山噴出物分析センターの整備など地震津波火山観測網等の高度化（文部科学省）
- ・災害時情報の予測・収集・伝達手段、要配慮者など被災者支援の強化（デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省）
- ・沖縄振興公共投資交付金を活用した防災・減災・国土強靭化の推進等（内閣府）
- ・災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査（国土交通省）<再掲>
- ・海洋ごみの回収・処理、発生抑制による海岸漂着物等に関する対策（環境省）
- ・国土強靭化に資する道路ネットワークの整備・機能強化に関する対策（国土交通省）
- ・近年の激甚化する災害に対応する法面・盛土対策や無電柱化、市街地の道路地下構造物の浸水・冠水対策等の道路インフラ等の局所対策（国土交通省）
- ・地域未来交付金（内閣府）<再掲>
- ・市街地の安全性向上等に資する防災・減災まちづくりの推進（総務省、国土交通省）
- ・TEC-FORCE等の災害対応に係る支援体制・機能の充実強化（デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）
- ・大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊や消防団の充実等の消防防災力強化に必要な資機材整備・DX等の推進（総務省）
- ・マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進（総務省）
- ・自衛隊の活動基盤や災害への対処能力の強化等（防衛省）
- ・警察施設・交通安全施設、装備資機材等の整備等による警察の災害対処能力の強化（警察庁）<再掲>
- ・新総合防災情報システムの活用促進・連携強化（内閣府、デジタル庁）

54 令和7年6月6日閣議決定。

- ・船舶や医療コンテナを活用した災害医療活動の実行性向上の推進（内閣府、厚生労働省）
- ・建築物、学校施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設、文化施設、自然公園、公共施設等の耐災害性の強化（内閣官房、金融庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、会計検査院、最高裁判所）
- ・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の化学物質分析加速化事業（環境省）
- ・南海トラフ地震などの大規模災害対策（総務省、国土交通省）
- ・地域の貴重な文化財を守る修理・防災対策（文部科学省）
- ・政府の危機管理機能のバックアップのための災害対策本部予備施設及び広域防災拠点の整備、防災拠点となる「道の駅」等の機能強化（内閣府、総務省、国土交通省）
- ・災害ケースマネジメントの取組の普及啓発を含む事前防災強化に係る防災教育、研修の推進（内閣府）
- ・位置情報等のデータの整備を含むデジタル技術や新技術を活用したインフラの整備、管理等の高度化の推進（国土交通省）
- ・河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要インフラに係る老朽化対策（内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、人事院）
- ・気候変動に対応する流域治水の推進（農林水産省、国土交通省）
- ・森林整備・治山対策の推進（農林水産省）
- ・交通ネットワーク（道路・鉄道・空港・港湾等）の耐災害性の強化（国土交通省）
- ・情報通信、上下水道、大規模盛土、工業用水、浄化槽、廃棄物処理施設、S S（サービスステーション）等の耐災害性の強化（内閣官房、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省）
- ・線状降水帯、台風等による大雨等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策（国土交通省）
- ・モレ・ムラのない被災者支援の実現、プッシュ型支援の迅速化に向けた分散備蓄整備（内閣府）
- ・災害リスク評価等による大規模災害対策の推進（内閣府）
- ・既存の枠組みにとらわれない危機管理用宿舎の整備等の危機管理体制の確保（財務省）
- ・地域経済活性化支援機構の災害対応力の強化（内閣府）
- ・緊急通行車両の申請のオンライン化（内閣府、警察庁）【制度】
- ・林野火災予防・森林病害虫対策（総務省、農林水産省） 等

（3）副首都機能の整備

首都の危機管理機能のバックアップ体制を構築し、首都機能分散及び多極分散型経済圏を形成する観点から、首都及び副首都の責務と機能に関する検討を行う。

5. 未来に向けた投資の拡大

（1）先端科学技術の支援

科学技術・イノベーションは国力の源泉であり、経済成長を加速させ、社会課題を解決する原動力である。また、特許など知的財産は稼ぐ力の源泉・生産力向上の鍵となるものである。多様で卓越した研究成果を社会実装し、イノベーションに結び付け、未来の産業創造や経済成長と社会課題の解決が両立する社会を目指す。このため、官民連携で社会実装や研究開発を着実に実施する。

科学研究費助成事業について、国際的研究への支援強化や若手研究者の研究時間確

保のための全面基金化に向けた取組を推進することなどを通じ、大幅に拡充する。若手研究者による創発的研究への支援を強化とともに、先端研究設備・機器や先端大型研究施設の整備・共用・高度化を推進する。また、国際連携・共同研究や海外研究機関からの優れた研究者の呼び込みを通じて、国際頭脳循環を活性化する。

臨床実習期間の延長等による医師の教育負担の増加、診療エフォートの増加に伴う研究時間の低下や、大学病院の経営環境を踏まえ、大学・大学病院における研究環境の確保と研究力の向上を図るため、教育研究機能を充実させる取組を支援する。

産学官の国際競争力を強化するため、SPring-8 の高度化、NanoTerasu のビームラインの増設、「富岳」の次世代となるスーパーコンピュータの開発・整備を着実に推進し、大型研究施設の戦略的な整備・高度化を加速する。また、世界の学術研究を先導する研究プロジェクトの最先端研究設備整備を支援する。

国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発投資を促進し、一気通貫で支援するために必要な法制上の措置を検討する。中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するための研究開発税制のインセンティブ強化について、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。成長する大学の実現に向けて、国家戦略として重要な技術領域及び地域大学が強みを有する研究分野において、産業界が大学の研究・人材育成に資金や人材を投じて当該分野の競争力を向上させる取組を一層促進するべく、产学研が連携した共同研究・人材育成の拠点形成を図る。物価上昇等を踏まえた国立大学法人等の基盤的経費の確保による基礎研究の支援、国立研究開発法人等の施設・設備の機能強化、戦略的に重要な技術領域における認証関連設備の整備を進める。政策金融の活用可能性も検討しつつ、海外認証機関との連携強化等の後押しを通じた国内認証機関の強化とともに、JIS規格の総ざらいレビューを踏まえた公共調達との連携強化等による、標準・規格を活用した国内外市場の開拓・確保につなげる。併せて、国内で取得した特許を、国外においても、いち早く取得できる環境整備を進める。

大阪・関西万博のレガシーを具体化するために、万博において実証された空飛ぶクルマ、自動運転、水素エネルギー等の先端技術を一過性のものとせず、早期の社会実装の実現に向けて取り組む。また、万博会場跡地を国際観光拠点として整備し、統合型リゾート（IR）とも相乗効果を図る。気候変動や生物多様性の損失等の課題解決への貢献を目指し、横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会の成功に向け、会場や政府出展施設の整備等を加速する。

デジタル技術の徹底した活用と、革新的な技術の開発・社会実装を強力に促進することにより、デジタル技術を駆使した様々な分野における社会課題の解決や生産性の向上を図る。

施策例

- ・科学研究費助成事業（科研費）（文部科学省）
- ・創発的研究支援事業（文部科学省）
- ・科学研究のための基盤の刷新～研究施設・設備、研究資金等の改革～（文部科学省）
- ・大規模オートメーション／クラウドラボの形成（文部科学省）
- ・大学病院機能強化推進事業（経営環境の改善に資する教育研究基盤の充実）（文部科学省）
- ・大型放射光施設 SPring-8 の高度化（SPring-8-II）（文部科学省）
- ・3GeV 高輝度放射光施設（NanoTerasu）の機能強化（文部科学省）
- ・「富岳」の次世代となる新たなフラッグシップシステムの開発・整備（文部科学省）
- ・量子技術イノベーション拠点としての Q S T の機能最大化に向けた必要な環境整備（文部科学省）
- ・大学等における最先端研究設備等の整備の推進（文部科学省）
- ・私立学校における産業人材育成機能の強化（文部科学省）
- ・国内における高付加価値な成長投資を促進するための制度的措置（経済産業省）【制度】
- ・研究開発税制（経済産業省）【税制】
- ・科学とビジネスの近接化時代の大規模产学研連携拠点形成事業（経済産業省）
- ・物価上昇等を踏まえた国立大学等の教育・研究基盤維持等（文部科学省）
- ・日本科学未来館・サイエンスティームにおける科学技術コミュニケーション機能及び STEAM 教育機能の強化（文部科学省）
- ・产学間の人材交流・人材流動を促進する「産業・科学革新人材事業」（文部科学省）
- ・国立研究開発法人等の施設・設備等の機能強化事業（経済産業省）
- ・認証関連設備の整備・国内認証機関の強化等を通じた認証ビジネスの活性化（経済産業省）
- ・国際博覧会事業（経済産業省）
- ・2027 年国際園芸博覧会の開催に向けた取組の推進（外務省・農林水産省・国土交通省・環境省）
- ・地方公共団体情報システムの標準化・ガバメントクラウド利用推進事業（デジタル庁）<再掲>
- ・DX・官民データの利活用等によるオープン・イノベーションや業務効率化の推進（国土交通省）<再掲> 等

（2）スタートアップ支援強化とコンテンツ分野、文化芸術及びスポーツの振興

（スタートアップ支援強化）

世界に伍するスタートアップ・エコシステムを作り、持続可能な経済成長と社会課題解決を両立することを目指し、ディープテックを含むスタートアップの規模拡大に向けて、M&Aの活性化、対日直接投資、国内外からの投資促進、研究開発・事業化や資金調達、海外起業家・投資家等とのネットワーク構築への支援を強化する。

初期需要創出の観点から、政府・大企業によるスタートアップの革新的な製品・サービスの調達促進を拡大する。大学発・高専発のスタートアップや起業家人材・経営人材・デジタル分野の地域若手トップ人材の育成等に取り組み、地域のイノベーション創出を図る。グローバル・スタートアップ・キャンパス構想を推進するため、拠点施設の整備、運営法人の設立に向けた必要な法制上の措置の具体化を図り、イノベーション・エコシステムのハブの構築を目指す。

(コンテンツ分野の振興)

アニメ・音楽・放送番組・映画・ゲーム・マンガといったコンテンツ産業は国内市場が15兆円に上る巨大市場であるが、この成長に併せて、日本発コンテンツの海外売上を2033年までに20兆円とする目標の実現を目指し、複数年の支援を含めた大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することで海外展開を促進する。国際流通機能を強化するとともに、海外で戦える大規模で高品質なコンテンツの製作支援を事業構造改革と一体として行う。日本発コンテンツでまとまつての海外展開の支援や、海外支援拠点の拡充を行う。

世界市場で高く評価される我が国のマンガ等コンテンツについて、次世代のデジタル配信プラットフォームの構築に向けたコンソーシアムの創出、翻訳等の人材育成、クリエイターへの適切な対価還元など、更なる海外発信に向けた環境整備を推進する。

世界水準の制作力を得るため、ロケ誘致や、開発プラットフォームの構築を支援する。持続的に魅力ある作品を生めるよう、スタートアップ・エコシステムの構築、就業環境の改善、融資環境の整備に取り組むとともに、海賊版対策の国際執行や正規版流通促進に投資する。

(文化芸術の振興)

国民共有の財産であり、地域の誇りでもある文化財や地域の伝行事・民俗芸能等を次代に確実に継承するため、文化財の災害復旧や修理・防災対策、伝行事等の用具等の修理や後継者養成の取組を支援することなどを通じて、文化と経済の好循環及び地域の活性化に取り組む。高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）の整備を進める。

国立劇場については、2033年度の再開場を目指して、再整備を国の責任で早急に行うため、建設費高騰が続く建設市場の動向に合わせ、必要な時期に追加の財政措置を適切に行い、民間事業者の入札参加を容易にする。

(スポーツの振興)

スポーツを通じて未来に向けた投資の拡大を促すため、2026年アジア競技大会・アジアパラ競技大会について、選手との交流やスポーツ体験イベントをはじめとした機運醸成等により、大会の成功に向けた開催支援に取り組む。スポーツリーグ・クラブの海外展開や企業とのパートナーシップの形成を促進し、スポーツの成長産業化を図る。また、部活動の地域展開等の全国実施を加速するため継続的な支援を行う。

施策例

- ・グローバル・スタートアップ創出支援事業（経済産業省）

- ・ディープテックスタートアップ向け債務保証制度の拡充（経済産業省）
- ・海外ビジネス展開支援等事業（経済産業省）
- ・地方の若手人材発掘育成支援事業（AKATSUKI プロジェクト）（経済産業省）
- ・国立研究開発法人科学技術振興機構（J S T）の大学発スタートアップ等への出資（文部科学省）
- ・スマートシティ等の海外展開、国際物流の多元化・強靭化等を含むインフラシステム海外展開推進・案件形成支援事業（国土交通省）
- ・スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業（総務省）
- ・イノベーション調達の推進（経済産業省）
- ・地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）（総務省）
- ・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業（環境省）
- ・コンテンツ産業成長投資支援事業（経済産業省）
- ・コンテンツの国際発信充実に向けたクリエイター等育成支援事業（文部科学省）
- ・高度技術を活用したコンテンツ制作におけるクリエイターへの対価還元等に関する実証調査（内閣府）
- ・放送・配信コンテンツの製作力強化・海外展開推進（総務省）
- ・コンテンツと地方創生の好循環プランの実現に向けた調査（内閣府）
- ・文化財の災害復旧（文部科学省）
- ・地域の貴重な文化財を守る修理・防災対策（文部科学省）<再掲>
- ・地域コミュニティ維持のための地域伝統行事等支援事業（文部科学省）
- ・高松塚古墳壁画保存管理公開活用施設（仮称）整備（文部科学省）
- ・国立文化施設の機能強化（文部科学省）
- ・アイヌ関連施策の推進（文部科学省）
- ・国立劇場の再整備（文部科学省）
- ・国際競技大会を契機としたスポーツ振興等（文部科学省）
- ・部活動の地域展開等の全国実施の加速化（文部科学省）<再掲> 等

（3）健康医療安全保障の構築

（医療・介護D Xの推進）

医療D X工程表⁵⁵に基づき、医療・介護D Xの技術革新の迅速な実装により、全国で質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制の構築を推進する。

医療D Xの基盤であるマイナ保険証の利用を促進し、2025年12月の経過措置期間後はマイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する。新しい規格の顔認証付きカードリーダーを導入する医療機関等を支援する。マイナ保険証への更なる移行や不安解消を進めるため、継続的な周知広報を行う。

全国医療情報プラットフォームを構築し、公費負担医療制度や母子保健等について、マイナンバーカードのみでの対応を可能とする環境の整備を進める。また、電子カルテ情報共有サービスの普及を進めるほか、電子カルテの標準化を進めつつ、廉価なクラウド型電子カルテの開発・普及を促進する。医療D Xの取組を、モデル地域等において強力に推進していく。介護情報基盤の整備を進める。

55 「医療D Xの推進に関する工程表」（令和5年6月2日、医療D X推進本部において決定）。

電子処方箋について、全国的な普及拡大を更に進めるため、機能拡充の支援や機能改善等を実施するとともに、医療機関、薬局及び国民に向けた効果的な周知広報等を実施する。

(「攻めの予防医療」等の推進)

健康で質の高い生活を営む上で口腔の健康が重要な役割を果たすことから、一般健診等と併せて、又は、特定健診結果や歯科受療歴等をもとに対象者を選定し、簡易な口腔スクリーニング等を実施する地方公共団体や民間事業者を支援することを通じ、生涯を通じた歯科健診を推進する。

科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上に向けた取組を進める。具体的には、精密検査未受診者への個別勧奨を更に徹底するとともに、他のがん種に比べて精密検査受診率向上の余地のある大腸がん・子宮頸がんを中心に、普及啓発等を進める。

レセプトデータ等を活用した予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業に取り組む保険者の支援を行う。また、AMEDにおける研究開発等を通じて、エビデンスに基づくヘルスケアサービスの開発を支援する。

女性特有の健康課題⁵⁶への対応を推進するため、女性の健康総合センターを中心とした診療拠点の整備や研究、人材育成に向けて、地方公共団体等における相談支援員養成支援等により、女性の健康相談支援体制の構築に取り組む。また、性差に由來した健康課題⁵⁷への対応の普及に向け、女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行う。

臓器移植及び造血幹細胞移植を実施する医療機関やあっせん機関の体制を強化することにより、国内における移植医療対策の推進を図る。

第一類医薬品について、定期的に販売区分の変更の要否を検討し、必要に応じ、販売区分を見直す仕組みを設けることについて、2025年度内を目途に結論を得る。

(次なる感染症危機等に備えた体制強化)

次なる感染症危機に備えるため、2025年4月に創設した国立健康危機管理研究機構と協働・連携しながら、公衆衛生危機管理上重要な感染症に対して、基盤的な研究から、ワクチン、診断薬、治療薬の開発等の実用化に向けた開発研究までを一貫して推進することにより、感染症危機管理体制の抜本的強化を行う。感染症危機対応医薬品の確保、感染症危機管理機能の強化、科学的なエビデンスに基づき、効果的かつ効率

56 女性特有のがんや骨粗しょう症、妊娠・出産・産後の不調、月経に由来する貧血等。

57 男性の更年期障害を含む。

的なワクチンの評価のための基盤構築等及び国民等に対する情報提供を実施するための研究を推進する。感染症有事に迅速かつ機動的に対応するための治療薬・診断薬の世界トップレベル研究開発拠点の形成を進める。また、CBRNEテロ対策として、必要な医薬品等の備蓄を強化する。

(社会保障制度改革)

現役世代の社会保険料負担を含む国民負担を軽減するため、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」に盛り込まれた社会保障制度改革を着実に実行する。特に、OTC類似薬を含む薬剤自己負担については、現役世代の保険料負担の一定規模の抑制につながる具体的な制度設計を令和7年度中に実現した上で、令和8年度中に実施する。また、医療費の窓口負担について、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現するための第一歩として、高齢者の窓口負担割合等に金融所得を反映するため、具体的な法制上の措置を令和7年度中に講じる。くわえて、令和8年度診療報酬改定について、インフレ下における医療給付の在り方と現役世代の保険料負担抑制の整合性を確保しつつ、特に高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の待遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）の観点や2040年頃を見据えた医療機関（病院・診療所）の機能に着目した分化・連携と地域における医療の確保、地域包括ケアシステムの推進、多剤重複投薬対策等に留意しながら実施する。

併せて、連立政権合意書（令和7年10月20日）に盛り込まれたその他の社会保障改革⁵⁸を含め、令和7年度中に具体的な骨子について合意し、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施する。

施策例

- ・マイナ保険証の利用促進に向けた取組（厚生労働省）
- ・医療費助成・予防接種・母子保健等に係る情報連携システム（PMH）の整備事業（内閣府、デジタル庁、こども家庭庁、厚生労働省）
- ・電子カルテ情報共有サービスに関する国民・医療従事者等への周知広報（厚生労働省）
- ・介護関連データの利活用に係るシステム開発等の実施（厚生労働省）

58 以下を内容とするもの。

- (1) 保険財政健全化策推進（インフレ下での医療給付費の在り方と、現役世代の保険料負担抑制との整合性を図るための制度的対応）
- (2) 医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化（①保険者の再編統合、②医療介護保険システムの全国統合プラットフォームの構築、③介護保険サービスに係る基盤整備の責任主体を都道府県とする等）
- (3) 病院機能の強化、創薬機能の強化、患者の声の反映及びデータに基づく制度設計を実現するための中央社会保険医療協議会の改革
- (4) 医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現
- (5) 年齢にかかわらず働き続けることが可能な社会を実現するための「高齢者」の定義見直し
- (6) 人口減少下でも地方の医療介護サービスが持続的に提供されるための制度設計
- (7) 国民皆保険制度の中核を守るために公的保険の在り方及び民間保険の活用に関する検討
- (8) 大学病院機能の強化（教育、研究及び臨床を行う医療従事者として適切な給与体系の構築等）
- (9) 高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の待遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）
- (10) 配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第三号被保険者制度等の見直し
- (11) 医療の費用対効果分析に係る指標の確立
- (12) 医療機関の収益構造の増強及び経営の安定化を図るための医療機関の営利事業の在り方の見直し
- (13) 医療機関における高度医療機器及び設備の更新等に係る現在の消費税負担の在り方の見直し

- ・電子処方箋の機能拡充及び活用・普及の促進（厚生労働省）
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業（厚生労働省）<再掲>
- ・生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）パイロット事業（厚生労働省）
- ・科学的根拠に基づくがん検診の効果的な受診勧奨・受診率向上等の取組（厚生労働省）
- ・レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進（厚生労働省）
- ・女性特有の健康課題への対応の推進（厚生労働省）
- ・全国がん登録の更なる利活用に向けた整備（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・臓器移植及び造血幹細胞移植に関わる医療機関及びあっせん機関の体制強化（厚生労働省）
- ・国立健康危機管理研究機構の研究開発機能等の強化（厚生労働省）
- ・新興・再興感染症に係る研究の推進（厚生労働省）
- ・第一類医薬品の販売区分の定期的見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- ・重点感染症のMCM（感染症危機対応医薬品等）開発支援事業（厚生労働省）
- ・重点感染症に対するワクチン等開発体制整備事業（厚生労働省）
- ・感染症有事に備えた治療薬・診断薬の世界トップレベル研究開発拠点の形成事業（文部科学省）
- ・化学災害・テロ対応医薬品備蓄等事業（厚生労働省） 等

（4）人への投資の促進

（リ・スキリング支援等）

生成AIが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なり・スキリング支援に取り組む。

待遇改善、成長分野への労働移動又は人手不足分野での人材確保を進めるため、足元・将来のスキル需要や教育訓練給付等の支援策の実績・成果の検証を行い、支援策の見直しや重点化を検討する。待遇改善等に有効な支援策について、KPIの設定、事後検証を行った上で、定期的な見直しを行うことを検討する。

教育訓練給付について、民間団体等が実施する検定に係る講座指定を拡大するため、制度の周知や指定のプロセス等を検討する。人材開発支援助成金について、事業主にとって利用しやすいものとなるよう、申請項目や添付書類の削減等の効率化を検討する。

リ・スキリングの各種支援策に関する関係省庁の情報の連携・一体化を進め、包括的で利便性の高いポータルサイトの構築に向けて検討する。その際、本人の状況やニーズに沿った形で支援メニューが推奨されるAI機能の整備や申請手続のデジタル化も併せて検討する。

非正規雇用労働者が働きながら学び、正社員就職等のキャリアアップを目指せるよう、オンラインによる職業訓練を全国展開する。

地方創生や産業成長のため、产学研等が連携したり・スキリングの教育プログラムを

開発する。

働き方改革関連法⁵⁹施行後5年の総点検として、業種・規模毎の状況、労使のニーズ等について、実態把握を実施する。調査結果を踏まえ、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方を多角的に検討する。

(未来成長分野に挑戦する人材の育成)

全国各地において、人材育成の在り方を協議する場（地方公共団体、大学、経済界等で構成）を設置する。

未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革を行うとともに、高等専門学校等の職業教育を充実する。特に、将来の社会・産業構造の変化等を踏まえ、大学・高等専門学校における理工・デジタル系人材育成の強化や文理分断からの脱却を図るために、成長分野転換基金の拡充・活用を行うこととし、成果目標の達成状況を踏まえその後の必要な予算の措置を検討する。

大学院での実施状況等を踏まえつつ、学部段階における授業料後払い制度の着実な実施等に向けて取り組む。

高校から大学までを通じた産業イノベーション人材を育成するためのシステム改革を一体的に推進する。

女性の理工系進路選択を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員の理解促進を図るため、既存の教員研修プログラムの更新や内容の充実、研修で活用できる新たなコンテンツ開発等を行い普及啓発を図る。

施策例

- ・産業構造変化を見据えたスキル可視化・リスキリング基盤整備事業（経済産業省）
- ・非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練事業（厚生労働省）
- ・地域就職氷河期世代等支援推進交付金（内閣府）<再掲>
- ・大学等における産学連携でのリ・スキリング教育プログラムの開発支援をする「産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」（文部科学省）
- ・大学・高専機能強化支援事業（成長分野を牽引する大学・高専の機能強化に向けた基金）（文部科学省）
- ・円滑な奨学金事務のための日本学生支援機構システム改修（文部科学省）
- ・産業イノベーション人材育成等に資する高校教育改革促進事業（文部科学省）<再掲>
- ・私立学校における産業人材育成機能の強化（文部科学省）<再掲>
- ・理工系進路選択を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」（文部科学省）等

59 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）。

(5) 資産運用立国の更なる推進と成長投資拡大に向けた環境整備

2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という目標の実現に向け、官民一体で国内投資を加速する⁶⁰。

新たな事業の創出や資金供給の拡大に向けて、有価証券届出書の提出免除基準の引き上げ、少額募集制度の見直しや、プロ投資家向けの私募制度の勧誘対象範囲の拡大による開示制度の整備等を検討し、2025 年度内に結論を得次第、見直しを行う。くわえて、資産運用立国に向けた貯蓄から投資への取組の成果を活かし、その実現に向け、更に推進・発展させる。そのため、金融を通じて、資金・人材・知恵を企業や地域に集結させ、それらの価値向上を目指すため、2026 年夏までに、「地域金融力強化プラン」も包含した戦略を策定する。また、家計の安定的な資産形成に向け、金融経済教育の更なる充実を図るほか、NISA 制度の充実について、令和 8 年度税制改正で検討し、結論を得る。

中長期の企業価値向上を後押しするため、「成長投資促進ガイドンス（仮称）」を策定する。必要な法制上の措置の検討や、ルールの整備を進めることで、設備投資・研究開発及びそれらを支える資金調達の多様化を促進する。また、大胆な設備投資の促進に向けた税制を創設し、国内における高付加価値化型の設備投資を促進することについて、令和 8 年度税制改正で検討し、結論を得る。また、2026 年夏を目途に、コーポレートガバナンス・コードを改訂し、改革の実質化を目指す。くわえて、2026 年 3 月期の有価証券報告書から、中期的な企業価値向上のために不可欠な人的資本に関する情報開示の充実を図る。

人口減少、少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、規制改革推進会議等での議論も通じ、必要となる規制・制度改革にスピード感をもって絶え間なく取り組んでいく。

また、租税特別措置や補助金の適正化などの歳出改革を通じて政策効果を高めるとともに、構造改革に取り組むことで企業の競争力と我が国の成長力の強化を図る。

施策例

- ・ 非上場株式の発行・流通の活性化（内閣府、金融庁）【制度】
- ・ 資産形成及び金融経済教育地方展開事業（金融庁）
- ・ NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実（金融庁）【税制】
- ・ 「成長投資促進ガイドンス（仮称）」の策定（経済産業省）
- ・ 大胆な設備投資税制の創設の検討（経済産業省）【税制】
- ・ 人的資本開示の充実に向けた制度整備（金融庁）

60 令和 7 年 1 月 27 日に開催された「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」において、経団連会長から当該目標が表明され、総理からこの目標実現に向けて官民一体で取り組んでいく旨の発言がなされた。

第3節 防衛力と外交力の強化

1. 外交・安全保障環境の変化への対応

パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、自由で開かれた安定的な国際秩序が大きく揺らぎ、同時に、我が国周辺での軍事的動向等が深刻な懸念となっている。その中で、日米同盟を日本の外交・安全保障政策の基軸とし、基本的価値を共有する同志国やグローバル・サウス諸国との多角的な連携を拡大する等、力強い外交・安全保障政策を推進する。また、我が国として主体的に防衛力の抜本的強化を進め、日本の国益を守り抜くため、「国家安全保障戦略」⁶¹に定める「対GDP比2%水準」について、補正予算と合わせて、2025年度中に前倒して措置する。

(1) 防衛力整備の推進及び自衛隊員の待遇改善

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応するための防衛力整備を進める。日米同盟の抑止力・対処力を強化しつつ、地元の負担軽減を図るため、米軍再編を着実に実施する。

地域の関係機関と連携した、デュアルユースに係る開発・生産の強化に資する事業環境の改善や、米国、英国、NATO、EU等の同盟国・同志国との防衛産業サプライチェーンにおける協力の推進など、防衛産業を更に強化するために必要な対応について検討し、具体化する。

優れた自衛官を安定的に確保し続けるため、施設整備を含め自衛隊員の待遇を改善し、自衛隊の活動基盤の強化や環境の改善を図る。

施策例

- ・自衛隊等の安全保障環境の変化への的確な対応（防衛省）
- ・デュアルユースの開発・生産の能力強化を通じた防衛産業の強靭化（経済産業省・防衛省）【その他】
- ・同盟国・同志国との防衛産業サプライチェーンにおける協力の推進（経済産業省・防衛省）【その他】
- ・自衛隊の活動基盤や災害への対処能力の強化等（防衛省）<再掲>

(2) 多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応

「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」を推進・進化させ、法の支配に基づく国際秩序を揺るぎないものとするため、政府安全保障能力強化支援（O S A）も活用しつつ、同盟国・同志国等との関係基盤を強化する。国連をはじめとする国際機関等の機能強化に貢献するとともに、海外協力隊を含むODAの戦略的な活用も通じて、グローバル・サウス諸国と地球規模課題や様々な社会課題等の解決で連携し、それら

61 令和4年12月16日閣議決定。

の国の成長を取り込み、サプライチェーンの強靭化を図る。その際、アジア・ゼロエミッション共同体（A Z E C）の枠組みも活用する。

我が国がよって立つルールに基づく自由で公正な経済秩序を維持・強化させるべく、世界貿易機関（W T O）の改革を推進するとともに、サプライチェーン強靭化や貿易・投資の多角化の観点を踏まえつつ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（C P T P P）の高い水準の維持・強化や締約国拡大をはじめとする経済連携協定（E P A）の推進等にスピード感をもって取り組む。

ウクライナ、パレスチナ及び周辺国に対し、国際機関への拠出等や、無償資金協力、技術協力といった二国間支援を通じて、人道支援、財政支援や復旧・復興支援を行う。在外公館の防御機能を強化し、在留邦人等の保護体制に万全を期す。

拉致問題に関する発信を強化し、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するために取り組む。

海上保安能力の強化のため、巡視船や航空機の増強整備等を行うとともに、海上保安庁職員の勤務環境の改善や処遇向上を通じて人的基盤を強化する。

施策例

- ・「自由で開かれたインド太平洋（F O I P）」の維持・発展（外務省）
- ・国連をはじめとする国際機関等の機能強化に貢献するための支援（外務省）
- ・グローバル・サウス諸国との連携強化（外務省）
- ・開発途上国等の脱炭素化・気候変動強靭性強化（外務省、環境省）
- ・国際開発金融機関（M D B s）等を通じたグローバル・サウス諸国との連携強化（財務省）
- ・グローバルサウス未来志向型共創等事業（経済産業省）<再掲>
- ・グローバル・サウス諸国に向けた国際協力推進対策（農林水産省）
- ・グローバル・ヘルス・イニシアティブ等への拠出を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（U H C）推進（外務省、厚生労働省）
- ・自由貿易と法の支配という我が国がよって立つ基盤の発展（経済産業省）【その他】
- ・ウクライナ及び周辺国の緊急支援ニーズ並びに官民連携によるウクライナ復旧・復興への対応（外務省）
- ・パレスチナ及び周辺国の緊急支援ニーズへの対応（外務省）
- ・国際開発金融機関（M D B s）等を通じたウクライナ支援（財務省）
- ・在外公館・国内施設等の強靭化のための緊急対策（外務省）
- ・武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に向けた取組（内閣官房・総務省）
- ・拉致問題解決に向けた更なる取組の強化（内閣官房）
- ・海上保安能力の強化等（国土交通省）
- ・情報収集機能緊急強化事業（内閣官房）
- ・外務省の情報戦への対応力強化（外務省） 等

2. 米国関税への対応

(1) 日米戦略的投資イニシアティブ等の着実な推進

日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブ（5,500 億ドル（約 80 兆円））の着実な履行に向け、海外に事業を展開する企業への出融資を行う国際協力銀行（J B I C）、民間金融機関の融資のリスクをカバーする日本貿易保険（N E X I）に必要な財政措置を行う。

日米間の枠組み合意に関する共同声明を踏まえ、米国車を追加試験なく日本市場に受け入れるために必要な措置を講じる。

(2) 関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等

米国関税の影響を受ける中小企業・小規模事業者への資金繰り等の支援に万全を期すため、日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付について、利用要件緩和に加え、米国関税の影響により売上高又は利益率が 5 %以上減少した事業者に対して、一定の金利引下げを行う等の措置を実施する。

米国の関税措置による負担のしわ寄せが、中小企業・小規模事業者に及ぶことのないよう、2026 年 1 月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知・徹底や厳正な執行とともに、全国 330 名の下請 G メン等を通じた取引実態の把握を行う。

米国の追加関税措置の影響を受ける中、中小企業・小規模事業者の生産性の向上等に資する設備投資を後押しするために、補助金における優先採択や補助率の引上げを行う。

日本企業の新市場開拓やサプライチェーンの強靭化を後押しするべく、グローバル・サウス諸国におけるビジネス展開を支援する。ジェトロによる専門家伴走支援やジェトロの内外拠点の強化等の輸出多角化の取組を推進する。

国際環境の変化を踏まえ、自動車産業の市場の活性化や産業基盤の維持・発展等に配慮しつつ、脱炭素化に積極的に貢献するよう、国・地方の税収中立の下で車体課税の見直しを検討し、令和 8 年度税制改正において結論を得る。環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及を図ることを目的とし、電気自動車、燃料電池自動車等について、購入費用の一部を補助する。電気自動車等の充電設備等の購入費及び工事費並びに燃料電池自動車等の充てん設備の整備費及び運営費の一部を補助する。充てん設備については、商用車の導入促進を図る重点地域において集中支援を行う。

米国の追加関税措置の下でも農林水産・食品事業者等が輸出を維持・拡大できるよう、需要拡大、高付加価値化、コスト削減等の競争力強化の取組や輸出先の多角化に向けた取組を支援する。また、国内安定供給のための輸入元国の転換等の取組を支援する。

施策例

- ・国際協力銀行（J B I C）の「日本戦略投資ファシリティ」を通じた企業支援（財務省）<再掲>
- ・日本貿易保険（N E X I）の財務基盤強化（経済産業省）
- ・米国の関税措置に関する日米間の合意に伴う輸入車の安全対策事業（国土交通省）
- ・我が国企業の海外事業環境整備推進経費（内閣官房）
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）<再掲>
- ・米国の関税措置等を踏まえた金融機関による事業者支援促進（金融庁）
- ・様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（経済産業省）<再掲>
- ・事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）<再掲>
- ・中小企業信用補完制度関連補助事業（経済産業省）<再掲>
- ・海外ビジネス展開支援等事業（経済産業省）<再掲>
- ・グローバルサウス未来志向型共創等事業（経済産業省）<再掲>
- ・車体課税の見直し（経済産業省）【税制】
- ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経済産業省）<再掲>
- ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等の導入促進事業（経済産業省）<再掲>
- ・品目団体等輸出力強化緊急対策（農林水産省）<再掲>
- ・日本産酒類輸出促進等緊急支援事業（財務省）<再掲>
- ・食料等安定輸入体制確立緊急対策（農林水産省）

第4節 今後への備え（予備費の確保）

今後仮に、自然災害の発生、更なる物価高、クマ被害の拡大等といった事態が生じた場合の予期せぬ財政需要に迅速に対応し、暮らしの安全・安心等を確保するため、予備費を追加的に確保する。

本対策の規模

	国費等	うち 一般会計	うち 減 税	うち 特別会計	事業規模
I. 生活の安全保障・物価高 への対応	11.7兆円 程度	8.9兆円 程度	2.7兆円 程度	0.1兆円 程度	16.2兆円 程度
II. 危機管理投資・成長投資に よる強い経済の実現	7.2兆円 程度	6.4兆円 程度		0.8兆円 程度	17.5兆円 程度
III. 防衛力と外交力の強化	1.7兆円 程度	1.7兆円 程度			8.4兆円 程度
IV. 今後への備え (予備費の確保)	0.7兆円 程度	0.7兆円 程度			0.7兆円 程度
合 計	21.3兆円 程度	17.7兆円 程度	2.7兆円 程度	0.9兆円 程度	42.8兆円 程度
(令和6年度)	14.8兆円	13.9兆円	—	0.9兆円	

(注1) 「国費等」に財政投融資（4.2兆円程度）を加えた「国の財政措置等」は、25.5兆円程度

(注2) 「減税」は、当分の間税率廃止1.5兆円程度、所得減（令和7年度税制改正法）1.2兆円程度

(注3) 「事業規模」は、国の財政措置等・地方歳出・民間支出などの総額